資料３１－１

（案）

平成 17 年原子炉等規制法の改正規定に係る施行状況について

平成 23 年 1 月 20 日

文　部　科　学　省

研究炉等安全規制検討会

目 次

はじめに・・ 1

Ⅰ　核物質防護規制の強化・・・ 2
1　原子炉等規制法の改正とその後の制度整備の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
1－1　法改正の概要・・・ 2
1－2　法改正後の制度整備の概要・・ 2
2　施行状況・・3
2－1　検証の視点・・3
2－2　施行状況・・3
3　検討結果・・4
3－1　原子炉等規制法の改正規定・・4
3－2　今後の運用面での課題と対応・・5

Ⅱ　廃止措置段階の安全規制の充実・・7
1　原子炉等規制法の改正とその後の制度整備の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
1－1　法改正の概要・・7
1－2　法改正後の制度整備の概要・・・7
2　施行状況・・8
2－1　検証の視点・・8
2－2　施行状況・・9
3　検討結果・・・13
3－1　原子炉等規制法の改正規定・・・13
3－2　今後の運用面での課題と対応・・・13

Ⅲ　クリアランス制度の導入・・14
1　原子炉等規制法の改正とその後の制度整備の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
1－1　法改正の概要・・・14
1－2　法改正後の制度整備の概要・・・14
2　施行状況・・・16
2－1　検証の視点・・・16
2－2　施行状況・・・16
3　検討結果・・・17
3－1　原子炉等規制法の改正規定・・・17
3－2　今後の運用面での課題と対応・・・18

Ⅳ　その他の規定・・・20

おわりに・・・22

＜参考文献＞・・・23

＜別　添＞
平成 17 年原子炉等規制法の改正規定に係る施行状況の検討について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
研究炉等安全規制検討会委員名簿・・26
研究炉等安全規制検討会における検討の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

＜参考資料＞
平成 17 年原子炉等規制法改正新旧対照・・29

はじめに

平成 17 年 5 月 20 日、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「原子炉等規制法」という。）が改正され、同年 12 月 1 日に施行された。本法改正は、文部科学省の研究炉等安全規制検討会が、核物質防護規制の強化、廃止措置段階の原子力施設に対する安全規制の充実、クリアランス制度の創設等について取りまとめた報告書「試験研究用原子炉施設等の安全規制のあり方について」（平成 17 年 1 月 14 日）（以下、「検討会報告書」という。）や、これに先立って経済産業省により取りまとめられた報告書等を踏まえて行われたものである。

検討会報告書でも述べられているように、法改正が行われた背景には、当時の我が国の原子力研究開発利用を巡る、主に次のような状況があった。

- 2001 年 9 月 11 日に米国で起きた同時多発テロ事件をはじめとした国際テロリズムに対する脅威の増大を背景として、国際原子力機関（IAEA）の核物質防護に関する勧告を国内の核物質防護規制に取り入れるなど、我が国の原子力施設に対する防度措置を国際的な水準に引き上げることへの要求の高まり
- 試験研究用原子炉施設を含む国内の原子力施設の解体・廃止が進展しつつあるという状況の中、原子力施設の解体・廃止に係る安全確保のための措置が原子炉設置者等により確実に実施されることについて国が法に基づく規制手続きの中で確認できるようにすること、また、原子力施設の廃止措置の進捗に応じ、合理的な安全規制に移行できるようにすることへの期待
- 原子力施設の解体・廃止の進展に伴い、放射性廃棄物として放射線防護の観点から特別の管理を必要とする物以外に、放射性物質による汚染の程度が極めて低く放射性廃棄物として扱う必要のない物等が大量に発生することが見込まれている中、放射性廃棄物の発生量を抑制することにより環境への負荷を低減させるため、排出する資材等のうち特に放射性廃棄物として扱う必要のない物を区分し、製品等の原材料として再利用を図るなどを可能とする制度創設への期待　等

改正法では、附則第 9 条において「政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。法改正から本年末で施行後 5 年が経過することを踏まえ、文部科学省は、附則第 9 条の規定に基づき、改正規定に係る安全規制の施行状況の検証を行い、検証結果に基づく課題の抽出及び今後求められる対応の方向性を報告書として取りまとめ、今後の安全規制に反映させることとした。検証にあたっては、改正法に基づき核物質防護のための措置、原子力施設の廃止措置、クリアランスを実施した原子力設置者等から聴取を行い、これを参考とした。

Ⅰ　核物質防護規制の強化

１．原子炉等規制法の改正とその後の制度整備の状況

平成１７年の原子炉等規制法の改正前において、一段と厳しさを増した国際情勢のもと、我が国の原子力施設の防護水準を最新の国際的な状況に対応できるものにすることが必要となったことから、検討会報告書においては、核物質防護の強化策として、（１）設計基礎脅威（DBT）の策定と適用、（２）原子炉設置者等に対する守秘義務制度の導入、（３）核物質防護検査の導入の３つについて取りまとめるとともに、①防護目標の設定、②審査要領書・原子炉設置者等ガイドライン等の整備、③核物質防護検査官への研修、核物質防護検査要領書等の作成について準備を行うことが重要であるとした。

１－１　法改正の概要

検討会報告書に従い、核物質防護強化策として、平成 17 年の法改正等により、（１）設計基礎脅威（DBT）の策定と適用、（２）原子炉設置者等に対する守秘義務制度の導入、（３）核物質防護検査の導入等が行われた。

平成 17 年 5 月 20 日の原子炉等規制法の改正では、原子炉設置者等に対する守秘義務制度の導入として、原子力事業者等の従業者や国の行政機関の職員等は、正当な理由なく、特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らしてはならないこととし、罰則を設けた。また、核物質防護検査の導入として、核物質防護規定の遵守の状況について定期に検査を行うこと等が規定された。

１－２　法改正後の制度整備の概要

平成 17 年 12 月に関係省令が施行され、設計基礎脅威の策定と適用については、「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」（以下、「試験炉規則」という。）及び「核燃料物質の使用等に関する規則」（以下、「使用規則」という。）において防護措置の内容として規定された。

また、核物質防護検査については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」（以下、「原子炉等規制法施行令」という。）において、核物質防護検査官の定員及び資格について定められるとともに、試験炉規則等の省令に、検査の回数（年 1 回）や検査の内容が規定された。

さらに、研究炉等安全規制検討会の下に設置された核物質防護ワーキンググループにおいて検討を行った上で、①防護目標の設定、②審査要領書・原子炉設置者等ガイドライン等の整備、③核物質防護検査官への研修、核物質防護検査要領書等の作成が行われてきた。

２． 施行状況

２－１　検証の視点

核物質防護規制の強化に関する法改正が行われた目的は、一段と厳しさを増した国際情勢のもと、我が国の原子力施設の防護水準を最新の国際的な状況に対応できるものにすることであった。したがって、改正法に基づく核物質防護規制の強化に関する施行状況の検証にあたっては、特に次の視点を重視した。

◇　文部科学省において、（１）設計基礎脅威（DBT）の策定と適用、（２）原子炉設置者等に対する守秘義務制度の導入、（３）核物質防護検査の導入、並びに、①防護目標の設定、②審査要領書・原子炉設置者等ガイドライン等の整備、③核物質防護検査官への研修、核物質防護検査要領書等の作成が適切に実施されているか。

◇　原子炉設置者等において核物質防護措置に係る定期的な評価及び改善が適切に行われているか。

また、いくつかの原子力事業者から、改正法に基づき実施されている核物質防護措置の実施状況について聴取を行った。

２－２　施行状況

（１）設計基礎脅威（DBT）の策定と適用

試験炉規則第 14 条の 3 第 5 項、使用規則第 3 条の 3 第 5 項において、「特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、文部科学大臣が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとしなければならない」と定められ、原子炉等規制法第 43 条の 2 第 1 項等の規定による核物質防護規定の認可の際に、その措置の内容が確認されている。

（２）原子炉設置者等に対する守秘義務制度の導入

原子炉等規制法第 68 条の 3 に秘密保持義務の規定を設け、原子力事業者等、国又は原子力事業者等から委託されたもの等、国の行政機関等の職員等は、特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らしてはならない旨規定されるとともに、同法 78 条においてその罰則を設けられている。なお、法施行後、罰則が適用された例はない。

（３）核物質防護検査の導入

原子炉等規制法第 43 条の 2 第 2 項（試験研究用原子炉施設）、同法第 57 条の 2 第 2 項(核燃料物質使用施設)にて、それぞれ準用する同法第 12 条の 2 第 5 項において、核物質防護規定の遵守状況の検査の規定が設けられるとともに、検査の頻度（年 1 回）

が、試験炉規則第 16 条の 2 の 2 第 1 項、使用規則第 3 条の 4 の 2 第 1 項でそれぞれ規定されている。なお、これまでの検査の結果、核物質防護規定の遵守義務違反はなく、特定核燃料物質の防護のために必要な措置について、定期的に評価を行うとともに、当該評価の結果に基づき必要な改善が行われていることを確認している。

（４）その他

①防護目標の設定

省令に基づき、設計基礎脅威（Design Based Threat）が適用される事業所においては、文部科学大臣が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応した防護措置を講じる必要があるため、DBT に対応した防護措置を実施するための評価手法を定めた要領書が文科省において作成され、本要領書の中で、不法移転の防護目標、妨害破壊の防護目標をそれぞれ設定した上で、本要領書が事業者に提示されている。

②審査要領書・原子炉設置者等ガイドライン等の整備

核物質防護規定の認可に係る執務要領が整備されるとともに、核物質防護規定の認可申請に係る記載要領が事業者に提示されている。

また、秘密情報の取扱いについては、研究炉等安全規制検討会での検討結果を踏まえ、事業者にガイドラインが提示されている。

さらに、核物質防護のための検知センサーの特徴や情報の管理等についての参考資料が作成され、事業者説明会を通じて、文科省より事業者に提示されている。

③核物質防護検査官への研修、核物質防護検査要領書等の作成

核物質防護検査のための要領書が定められ、当該要領書に従って検査が実施されている。また、核物質防護検査においては、核物質防護模擬訓練評価、防護設備及び装置の性能試験評価並びに脅威到達時間評価も併せて実施されているが、それぞれについて要領書が作成されている。

新たな核物質防護検査官に対しては、研修が実施されるとともに、毎年、核物質防護検査官に対し、必要な研修が行われている。

３．検討結果

３－１　原子炉等規制法の改正規定

改正法による核物質防護に係る規定については、関係各省による連携の下、核物質防護措置が効果的に実施されていることから、現時点で現行の規定を見直す必要はないと考える。

なお、現在、国際原子力機関（IAEA）において、核物質防護勧告（INFCIRC/225/Rev.4）の改訂作業が進められていることから、今後、改訂版が新たに発行された場合には、国

内規制への取り入れについて、別途検討を行うこととする。

３－２　今後の運用面での課題と対応

（１）守秘義務制度と情報の共有・発信

原子炉設置者等に対する守秘義務制度が導入されたことにより、特定核燃料物質の防護に関する秘密が管理され、その漏えいの防止が図られているが、核物質防護措置を実施する事業者間の情報共有を促進するとともに、原子力事業者内及び外への核物質防護に関する意識の啓蒙を行う観点から、次の取り組みが求められる。

①事業者間での核物質防護に関する情報共有の促進

守秘義務制度の導入前は、原子力事業者間で核物質防護情報に関する情報共有が比較的容易に行われていたが、守秘義務制度の導入により、事業者間での情報共有が行いにくい状況にある。そこで、守秘義務制度の趣旨を踏まえつつ、事業者間で共有が可能な情報について検討を行うとともに、事業者を対象とした連絡会等を開催することにより、事業者間での情報共有の促進を図る。

②原子力施設の一般従業者に対する核物質防護に関する意識の啓蒙

守秘義務制度の導入により、核物質防護に関する情報は限られた従業者のみが関わることとなっているが、事業所における防護措置を適切に実施していくためには、一般の従業者についても、核物質防護に対する意識の啓蒙を行う必要がある。

③核物質防護を実施している姿勢の発信（見せる核物質防護）

核物質防護を実施していることを事業者から発信することも一案であり、事業所を訪れる者に対し、適切に核物質防護のためのルールに従わせることも広報と啓蒙の観点から重要である。

（２）効果的な核物質防護措置の実施

核物質防護措置が強化され、防護措置を求められる原子力事業者は、文部科学大臣が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応した防護措置等を講じるとともに、核物質防護規定の遵守状況の検査を毎年１回受けており、法改正後、事業者の負担はさらに増している。また、妨害破壊行為等の脅威に対応するためには、治安機関と事業者との意思疎通も重要であることから、特に取り組みが求められる。

①事業者に過度な負担を強いることのない運用方策の追求

必要な核物質防護措置については、各事業者に対し適切に実施させることとするが、例えばこれまで逐条型で実施している核物質防護検査をプロセス型で実施するなどの、合理的な運用方策を追求することが必要である。

②治安機関との意思疎通の促進

治安機関の関係者と原子力事業者との間で核物質防護措置に関する意思疎通を促進させるため、例えば、治安機関の担当者を招いて事業者に対する講演を行う等の方策を検討する。

（３）核物質防護措置に対する事業者責任の再認識

核物質防護検査が開始され、原子力事業者は年 1 回、検査を受検し、核物質防護規定の遵守状況に問題の無いことについて、核物質防護検査官による確認を受けているが、防護規定遵守義務違反の指摘がない場合でも、事業所における日々の防護措置の実施は事業者の責任であることを事業者がよく認識しておくことが重要である。

Ⅱ　廃止措置段階の安全規制の充実

１．原子炉等規制法の改正とその後の制度整備の状況

検討会報告書では、試験研究用原子炉施設の廃止や核燃料物質使用施設の廃止に係る安全規制について、それまでの届出による法手続やマニュアルに基づく廃止措置確認から、国が法令に基づき従来より積極的に廃止措置に関与し、透明性の高い制度とすることが望ましいこと、また、廃止措置の進捗に応じて安全確保の観点が核燃料物質等による災害の防止から、原子炉施設内に残存している放射性物質による放射線障害の防止に移っていくことから、廃止措置段階にある原子力施設の特徴を踏まえた合理的な安全規制とすることが望ましいとした。

１－１　法改正の概要

平成 17 年の法改正では、試験研究用原子炉施設の廃止に係るものとして、原子炉施設を廃止しようとする原子炉設置者に対し、廃止措置の計画の認可を受けることを義務づけるとともに、廃止措置の終了の時点で文部科学大臣の確認を受けることとしたほか、年 1 回文部科学大臣が定期に行う検査について廃止措置計画の認可を受けた原子炉については、主務省令で定める場合を除き、要しないとすることなどが規定された。また、核燃料物質使用施設の廃止に係わるものとして、核燃料物質使用施設等を廃止しようとする使用者に対して、廃止措置の計画の認可を受けることを義務づけるとともに、廃止措置の終了の時点で文部科学大臣の確認を受けることなどが規定された。また、これら規定の制定に伴い、許可の取り消し等に伴う措置など所要の規定の整備が行われた。

１－２　法改正後の制度整備の概要

法改正後、平成 17 年 11 月 2 日に原子炉等規制法施行令が改正され、廃止措置計画の認可及び廃止措置終了の確認に係る手数料など所要の規定の整備が行われている。

また、文部科学省は、研究炉等安全規制検討会の下に技術ワーキンググループを設置し、試験研究用原子炉施設及び核燃料物質使用施設に応じた廃止措置に係る技術的要件や廃止措置の進捗に応じた合理的な安全規制を定める際に留意すべき事項を「試験研究用原子炉施設等における廃止措置制度の導入に当たっての技術的要件等について」（平成 17 年 7 月 26 日）（以下、「技術ワーキンググループ廃止措置報告書」という。）として取りまとめた。また、平成 16 年 12 月 6 日に「試験研究用原子炉施設等の安全規制のあり方についてのシンポジウム」を東京で開催するとともに、平成 17 年 1 月から 2 月にかけ全国の主要 8 都市において経済産業省と共同で説明会を開催している。これらの結果に基づき、平成 17 年 11 月 30 日、試験炉規則及び使用規則が改正された。

試験炉規則及び使用規則の改正では、廃止措置に係るものとして廃止措置計画の認可の申請に係る申請書記載事項、廃止措置計画の認可の基準、廃止措置の終了の確認の申請に係る申請書記載事項、廃止措置の終了の確認の基準が新たに整備されるとともに、廃止措置段階の安全規制に係るものとして年間に行う保安規定の遵守状況検査（以下、「保安検査」という。）の頻度に係る規定の改正等が行われた。

図１ 法改正後の廃止措置手続きの流れ

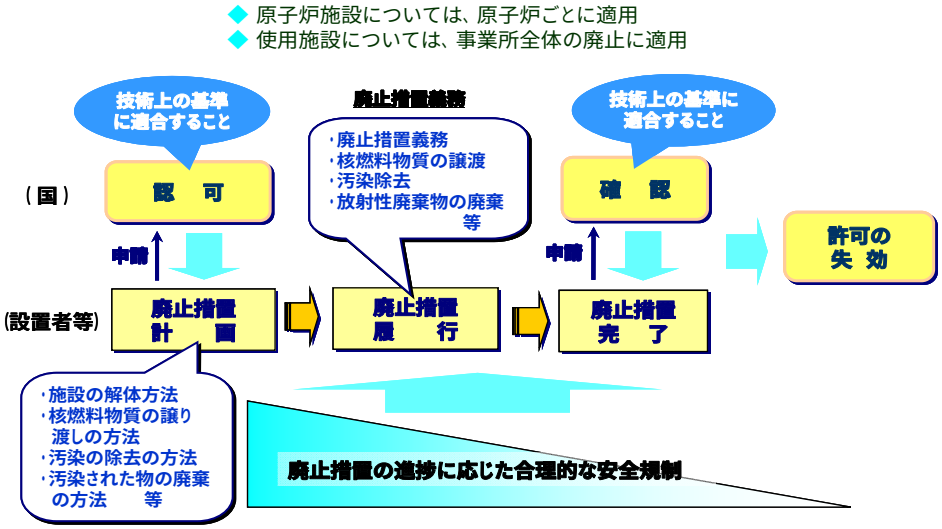

２． 施行状況

２－１　検証の視点

廃止措置段階の安全規制に関する法改正が行われた目的は、原子力施設の解体・廃止に係る安全確保のための措置が原子炉設置者等により確実に実施されることについて国が法に基づく規制手続きの中で確認できるようにすること、また、廃止措置段階に移行した原子力施設は、原子炉の運転や核燃料物質の使用中に比べ災害の蓋然性が大きく下がることから、解体・廃止措置の進捗に応じた合理的な安全規制が実施できるようにすることであった。したがって、改正法に基づく廃止措置段階の安全規制の施行状況の検証にあたっては、特に次の視点を重視した。

◇ 原子炉設置者等により廃止措置計画に沿った解体等の廃止措置が適切に行われているとともに、国が廃止措置の状況を適切に把握できているか。特に、
- 原子炉設置者等による廃止措置の状況はどうか
- 保安検査等により適切な把握が行われているか

◇ 廃止措置の段階に応じた安全規制が行われているか。特に、
- 定期検査、保安検査等の安全規制は合理的に行われているか

また、検討に資するため、（独）日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」という。）から、高温ガス炉臨界実験装置 VHTRC の廃止措置の実施状況について聴取を行った。

２－２　施行状況

（１）廃止措置の実施状況

文部科学省が所管する試験研究用原子炉施設及び核燃料物質使用施設のうち、法改正後に廃止措置の手続きが行われているものは表 1 及び表 2 のとおりとなっている。平成 22 年 12 月現在、試験研究用原子炉施設については 8 施設のうち 7 施設が廃止措置計画の認可を受け廃止措置中、1 施設が廃止措置終了の確認が行われている。また、核燃料物質使用施設については 10 施設のうち 3 施設が廃止措置計画の認可を受け廃止措置中、7 施設が廃止措置終了の確認が行われている。

表 1 廃止措置手続きが行われた試験研究用原子炉施設

施　設　名※	廃止措置計画の認可日	廃止措置終了の確認日
①むつ（㈱日本原子力研究開発機構）	平成18年10月20日	廃止措置中
②DCA（㈱日本原子力研究開発機構）	平成18年10月20日	廃止措置中
③JRR-2（㈱日本原子力研究開発機構）	平成18年11月 6日	廃止措置中
④VHTRC（㈱日本原子力研究開発機構）	平成18年11月 6日	平成22年 6月30日
⑤HTR（日立製作所㈱）	平成19年 4月20日	廃止措置中
⑥TTR-1（東芝㈱）	平成19年 5月22日	廃止措置中
⑦立教大学炉（㈻立教学院）	平成19年 6月 1日	廃止措置中
⑧東京都市大学炉（㈻五島育英会）	平成19年 6月 6日	廃止措置中

表 2 廃止措置手続きが行われた核燃料物質使用施設

施　設　名	廃止措置計画の認可	廃止措置終了の確認
①尾去沢鉱山㈱	平成18年 8月31日	平成18年 9月27日
②㈱日本航空インターナショナル	平成18年12月14日	平成18年12月25日
③同愛記念病院	平成19年 5月30日	平成19年 9月 6日
④コニカミノルタビジネスエキスパート㈱	平成20年 1月23日	平成20年 4月17日
⑤豊田通商㈱　豊通物流㈱　豊田営業所	平成21年 1月27日	平成21年 4月 7日
⑥足尾製錬㈱足尾製錬所	平成21年12月 3日	廃止措置中
⑦㈱放射線医学総合研究所放射線防護研究センター那珂湊支所	平成21年12月10日	廃止措置中
⑧茨城県環境監視センター	平成22年 2月23日	廃止措置中
⑨㈳日本アイソトープ協会関東第2廃棄物中継所	平成22年 4月28日	平成22年 7月23日
⑩岐阜県総合医療センター	平成22年10月25日	平成22年11月30日

（２）文部科学省による廃止措置の確認等

改正法に基づく廃止措置計画の認可及び廃止措置の終了の確認について、文部科学省では次のように実施している。

① 廃止措置計画の認可

原子炉設置者又は核燃料物質使用者が認可申請書で示した、解体する施設及びその解体方法、核燃料物質の譲渡しの方法、核燃料物質による汚染の除去の方法、核燃料物質によって汚染された物の廃棄の方法等について、必要に応じて外部有識者である原子力安全技術アドバイザーからの専門的意見を聴取し、試験炉規則又は使用規則に定められた認可基準である「廃止措置が核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は原子炉（使用施設）による災害の防止上支障がないものであること」を満たしていることについて厳正な審査を行っている。

② 廃止措置の終了の確認

試験炉規則又は使用規則に定められた確認のための基準である「核燃料物質が譲り渡されていること」、「残存する施設及び土地が放射線による障害の防止のための措置を必要としないこと」、「核燃料物質によって汚染された物が廃棄されていること」及び「放射線管理記録の文部科学大臣が指定する期間への引渡しが完了していること」を確認するため、確認申請書に加え、原子炉設置者等による核燃料物質計量管理報告、放射線管理測定報告等の記録による確認を行うとともに、原則として現場に赴き、原子炉設置者等が実施する放射線測定及び表面汚染検査により核燃料物質による汚染がないこと等について確認を行っている。

なお、文部科学省は、廃止措置計画の認可後、廃止措置計画に基づき原子炉設置者等が廃止措置を安全に実施していることを確認するため、廃止措置中に安全機能を維持する必要のある施設の保守管理の方法等について保安規定に明記させるとともに、その実施状況を保安検査により確認している。また、廃止措置に係る工事の内容の詳細や進捗状況を把握するため、廃止措置の認可を受けた工事及び廃止措置中に安全機能を維持する必要のある施設の補修・改造工事を行う場合は工事方法等の明細書を、加えて毎四半期の進捗状況及び月単位の工事計画を最寄りの原子力安全管理事務所に提出させ、原子力安全管理事務所の保安検査官が運転管理業務（巡視活動）により、その状況を確認している。

（３）廃止措置中の原子力施設に対する安全規制

運転又は使用中の原子力施設の場合、原子炉等規制法に基づき文部科学大臣により年 1 回の施設定期検査、年 4 回の保安検査が行われている。また、原子炉施設については運転に関して保安の監督を行わせるため原子炉主任技術者が選任されてい

る。法改正以前、これら検査や原子炉主任技術者による保安の監督は廃止措置段階に移行しても継続して同様に行われることとなっていたが、法改正後、これらの検査等は廃止措置計画の認可後、解体・廃止の進捗に応じて合理的に実施されることとなった。以下に廃止措置計画認可後の法令に基づく安全規制の内容と文部科学省による実施状況を示す。

① 施設定期検査

法改正により、廃止措置計画の認可後、省令で定める場合を除き施設定期検査は不要となった。

文部科学省は、表 1 に示した廃止措置中の 8 の試験研究用原子炉施設に対し、廃止措置計画の認可後、施設定期検査を実施していない。

② 保安検査

法改正を踏まえて改正された試験炉規則及び使用規則では、廃止措置計画の認可を受けた原子炉施設（使用施設）に対する保安検査の頻度について、「廃止措置の実施の状況に応じ、毎年 4 回以内行うものとする。」とされた。

文部科学省は、廃止措置中の試験研究炉施設及び核燃料物質使用施設（原子炉等規制法施行令第 41 条該当施設）に対し、以下に示す保安検査の頻度を目安として保安検査を実施している。

○ 施設の解体、除染等、廃止措置に係る作業が行われている場合は年 4 回（四半期ごと）
○ 施設の解体、除染等、廃止措置に係る作業が行われていない場合は年 2 回（2 四半期に 1 回）

現在、表 3 に示すとおり、廃止措置のための作業が実施されている原子力機構のＤＣＡを除き、廃止措置中の原子炉施設については 2 四半期に 1 回の保安検査を実施している。

表 3 廃止措置中の原子炉施設に対する保安検査の頻度 （平成 22 年度）

施 設 名	保安検査の実施状況
①むつ（㈱日本原子力研究開発機構）	2回／年
②DCA（㈱日本原子力研究開発機構）	4回／年　※廃止措置作業中
③JRR-2（㈱日本原子力研究開発機構）	2回／年
④VHTRC（㈱日本原子力研究開発機構）	2回／年　※H22年6月に廃止措置終了
⑤HTR（日立製作所㈱）	2回／年
⑥TTR-1（東芝㈱）	2回／年
⑦立教大学炉（㈻立教学院）	2回／年
⑧東京都市大学炉（㈻五島育英会）	2回／年

③ 原子炉主任技術者の選任

原子炉主任技術者は、原子炉等規制法第 40 条の規定に基づき、原子炉の運転に関して保安の監督にあたらせるため、原子炉毎に選任されるものである。そのため、廃止に向け原子炉の運転が終了した段階では、原子炉主任技術者を選任して保安の監督にあたらせる必要はなくなる一方、原子炉施設の解体・廃止に係わる作業について必要な知識を有する者が保安の監督を行うことが望まれる。

このため、文部科学省では、保安規定の審査において、廃止措置に関して保安の監督を行わせる者（以下、「廃止措置施設保安主務者」という。）に関し、選任要件、職務及び責任範囲が保安規定に明記されていることについて確認を行っている。原子炉設置者は、保安規定において、廃止措置施設保安主務者の選任要件として、施設に核燃料物質が存在する場合は「原子炉主任技術者免状を有する者、核燃料取扱主任者免状を有する者又は技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者のいずれかに該当する者」、施設に核燃料物質が存在しない場合は「原子炉主任技術者免状を有する者、核燃料取扱主任者免状を有する者、技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者又は第 1 種放射線取扱主任者免状を有する者のいずれかに該当する者」と定めており、上記のいずれかの者の中から廃止措置施設保安主務者を選任し廃止措置の保安の監督にあたらせている。

（4）その他

① 法改正前に廃止措置が開始されていた施設の取扱い

旧法に基づく解体の届出を経て施設の解体が進められていた試験研究用原子炉施設（表 1 の 8 施設）については、原子炉設置者から、改正法に基づく新たな廃止措置規制が導入された時点以降の廃止措置に係る計画の認可申請を提出させ、認可を行っている。これにより、廃止措置計画の認可以降、改正法による新たな廃止措置規制の下で廃止措置が進められている。

② 施設の一部廃止を行う場合の廃止の確認

改正法による廃止措置手続きは、核燃料物質使用施設の場合、許可を取得している全ての施設を廃止する場合の手続きとして規定されている。一方、例えば複数の核燃料物質使用施設が施設の一部を廃止しようとする場合、廃止措置の手続きではなく、核燃料物質使用変更許可の手続きにより行われることとなる。将来、施設の全てが廃止される際には、既に一部廃止された施設も含めて改正法に基づく廃止措置が行われたことを確認する必要がある。

そのため、文部科学省では核燃料物質使用施設の一部が廃止される場合、廃止措置計画相当の計画書を変更許可申請書の参考資料として提出することを使用者に求めており、必要に応じ、保安検査官等が運転管理等により、解体等の実施状況を確認するとともに、当該事業所全体の廃止措置の段階であらためて一部廃止された

施設に関わる記録も確認できるようにしている。

３．検討結果

３－１　原子炉等規制法の改正規定

改正法による廃止措置に係る規定については、文部科学省による廃止措置の確認等が適切に実施され、また、廃止措置段階の安全規制も合理的に実施されていることから、現時点で現行の規定を見直す必要はないと考える。

なお、現行の改正法に基づく廃止措置の実績の積み重ねや原子力の研究開発利用を巡る状況の変化に応じ、廃止措置に係る規定ついて何らかの見直しの必要性が生じた場合には、関係する政省令の見直しも含め、これに適切に対応する必要がある。

３－２　今後の運用面での課題と対応

（１）廃止施設のリスクに応じた合理的な規制

文部科学省が所管する試験研究用原子炉施設や核燃料物質使用施設で行われる活動は極めて多様であり、施設の規模、使用実績等の特徴も様々である。廃止措置に係る確認等にあたっては、対象となる原子力施設の使用の実績や汚染の記録などを十分考慮し、それに応じた合理的な対応が求められる。

文部科学省は、廃止しようとする核燃料物質使用施設における使用の実態が貯蔵のみであるなど、飛散防止措置が適切に実施されていることや、記録により汚染の範囲が限定されていることが明らかである場合には、核燃料物質が譲り渡されていること及び核燃料物質によって汚染された物が廃棄されていることが確認できたことをもって廃止措置の終了を確認できることとする等の運用を行っている。今後とも施設の状況に応じた合理的な安全規制に努める。

（２）廃止措置計画認可後の施設に対する保安検査

廃止措置計画が認可された原子力施設に対する保安検査は、改正された試験炉規則又は使用規則に基づき、合理的な頻度で実施されている。

文部科学省は、原子力安全管理事務所の保安検査官から文部科学省に毎月提出される運転管理業務等報告書や保安検査官会議等を通じ、今後とも現地の廃止措置の状況を適切に把握するとともに、必要に応じて検査内容の調整を行う。

III　クリアランス制度の導入

１．原子炉等規制法の改正とその後の制度整備の状況

平成 12 年 11 月に原子力委員会が策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（平成 12 年 11 月 24 日）では、「クリアランスレベル以下の廃棄物については、合理的に達成できる限りにおいて、基本的にリサイクルしていくことが重要である。」とされた。また、検討会報告書では、試験研究用原子炉施設等におけるクリアランス制度について、原子力安全委員会等によりまとめられた報告書等で示された検認制度及び検認方法等の技術的要件を基に、制度の導入を図ることが合理的であるとした。

１－１　法改正の概要

平成 17 年の法改正では、クリアランス制度の創設に係るものとして、原子力施設の解体等により発生する資材等に含まれる放射性物質の濃度がクリアランスレベル以下であることの測定及び評価を行う方法について国の認可を受けることを義務づけるとともに、放射能濃度がクリアランスレベル以下であることを国が確認した物については、原子炉等規制法に基づく規制の適用から外れることが規定された。また、文部科学大臣等の主務大臣は、測定及び評価の方法の認可及び放射能濃度の確認等を行ったときは、遅滞なくその旨を環境大臣に連絡すること、また、環境大臣は、文部科学大臣等の主務大臣が行った測定及び評価の方法の認可及び放射能濃度の確認等について特に必要があると認める場合は主務大臣に意見を述べることができることが規定された。

１－２　法改正後の制度整備の概要

法改正後、平成 17 年 11 月 2 日に原子炉等規制法施行令が改正され、国がクリアランスレベル以下であることの確認を行った場合、適用が外れる原子炉等規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を含む 19 の法令が定められるとともに、測定及び評価の方法の認可並びに放射能濃度の確認に係る手数料など所要の規定の整備が行われている。

また、文部科学省は、研究炉等安全規制検討会の下に技術ワーキンググループを設置し、文部科学省所管の試験研究用原子炉施設及びホットラボ施設で用いられる資材等の状況を踏まえ、クリアランスに関する原子力安全委員会報告書や IAEA 安全基準（RS-G-1.7）等を元に、放射能濃度の確認に用いる放射性物質の種類及びそのクリアランスレベルの選定、クリアランスレベルの確認を行う際の技術的要件等について検討し、「試験研究用原子炉施設等におけるクリアランスレベル検認に係る技術的要件及び留意すべき点」（平成 17 年 7 月 26 日）（以下、「技術ワーキンググループクリアランス報告書」という。）として取りまとめた。また、先に述べた廃止措置等に関するものとあわせ平成

16 年 12 月 6 日に「試験研究用原子炉施設等の安全規制のあり方についてのシンポジウム」を東京で開催するとともに、平成 17 年 1 月から 2 月にかけ全国の主要 8 都市において経済産業省と共同で説明会を開催している。これらの結果に基づき、平成 17 年 11 月 30 日、「試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則」（以下、「濃度規則」という。）が制定された。

濃度規則では、測定及び評価の方法の認可の申請に係る申請書記載事項、測定及び評価の方法の認可の基準、放射能濃度の確認の申請に係る申請書記載事項、放射能濃度の確認等の基準、原子炉施設及び核燃料物質によって汚染された物を取り扱う使用施設等における放射能濃度確認対象物（金属くず、コンクリート破片、ガラスくず）、評価対象となる放射性物質の種類及び放射能濃度の整備等が行われた。

図 2　クリアランス制度の流れ

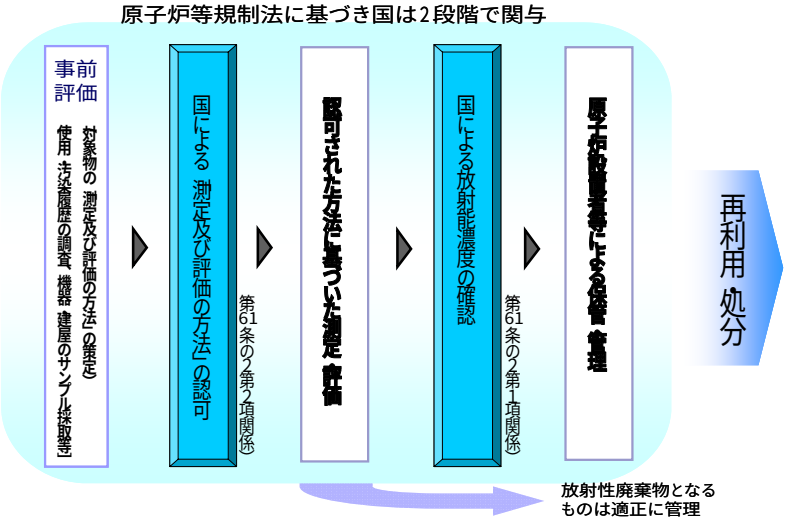

図 3　クリアランスレベル

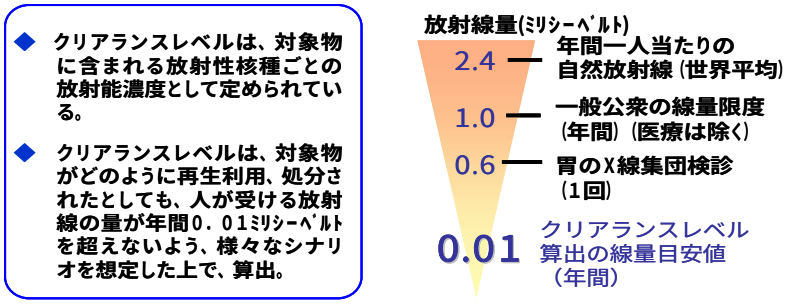

２．施行状況

２－１　検証の視点

クリアランス制度の創設に関する法改正が行われた目的は、原子炉設置者等がクリアランスを実施しようとした場合にクリアランスしようとする対象物に含まれる放射能濃度がクリアランスレベル以下であることを国が法に基づく規制手続きにより確認できるようにすることであった。したがって、改正法に基づくクリアランス制度の施行状況の検証にあたっては、特に次の視点を重視した。

◇ 原子炉設置者等によるクリアランスの取組は適切に行われているか
◇ 文部科学省による認可及び確認は手続きに従って適切に行われているか

また、検討に資するため、原子力機構から、旧 JRR-3 の改造工事に伴って発生したコンクリートに対するクリアランスの実施状況について聴取を行った。

２－２　施行状況

（１）クリアランスの実施状況

文部科学省が所管する試験研究用原子炉施設等のうち、クリアランスの手続きが行われているものは表 4 のとおりとなっている。平成 22 年 12 月現在、原子力機構原子力科学研究所が昭和 60 年から平成元年にかけて実施した旧 JRR-3 の改造工事に伴い発生したコンクリート約 4,000 トンについてクリアランスが進められている。

表 4　クリアランスの実績

事業者名	施設名称	放射能濃度確認対象物	測定及び評価の方法の認可	放射能濃度の確認
㈱日本原子力研究開発機構	旧ＪＲＲ－３ ※1	コンクリートがら ※2	平成20年7月25日 平成22年8月 3日 ※3	第1回　平成22年 5月14日（約377トン） 第2回　平成22年12月17日（約381トン））

※1　旧JRR-3は昭和６０年～平成元年にかけて改造工事を実施
※2　旧JRR-3の改造工事に伴い、炉室の床･壁のコンクリート構造物を撤去した際に発生したコンクリートがら。保管廃棄施設で保管されていた約４，０００トンが対象
※3　クリアランス確認対象物保管庫の追加に関わる一部内容の変更に伴う認可

（２）文部科学省による放射能濃度の確認等

改正法に基づく廃止措置計画の認可及び廃止措置の終了の確認について、文部科学省では次のように実施している。

① 測定及び評価の方法の認可

原子炉設置者等が認可申請書で示した、放射能濃度確認対象物の種類、測定評価単位、測定評価対象放射性物質の種類、放射能濃度を決定する方法、放射線測定装置の種類及び測定条件、放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法等について、必要に応じて外部有識者である原子力安全技術アドバイザーからの専門的意見を聴取し、濃度規則に定められた「測定評価単位は、その単位内の放射能濃度の分布の均一性及び想定される放射能濃度を考慮し適切な重量であること」をはじめとした認可基準を満たしていることについて厳正な審査を行っている。

② 放射能濃度の確認等

濃度規則にある「放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価が認可を受けた方法に基づき行われたこと」を確認するため、確認申請書に加え、作業記録、放射線測定装置による測定記録、放射線測定装置の点検・校正の定期実施記録、品質管理上の記録等の確認を行うほか、原則として現地に赴き、保管状況の目視による確認を行っている。また、基準である「放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質についての放射能濃度が、濃度規則第 2 条に規定する放射能濃度の基準を超えていないこと」の確認を行うため、原子炉設置者等の協力の下に文部科学省自ら抜取りによる測定も実施し、放射能濃度の基準を超えていないことの確認を行っている。

③ 環境大臣との関係

文部科学省によるクリアランス確認の事例では、改正法に基づき環境大臣への連絡が適切に行われている。なお、環境大臣から文部科学大臣に対して意見が述べられたことはこれまでのところない。

３．検討結果

３－１　原子炉等規制法の改正規定

改正法によるクリアランス制度に係る規定については、文部科学省による放射能濃度の確認等が適切に実施されていることから、現時点で現行の規定を見直す必要はないと考える。

なお、今後、様々なクリアランスに対する確認実績の積み重ねや原子力の研究開発利用を巡る状況の変化に応じ、クリアランス制度に係る規定ついて何らかの見直しの必要性が生じた場合には、関係する政省令の見直しも含め、これに適切に対応する必要がある。

３－２　今後の運用面での課題と対応

（１）測定及び評価に係わる活動及び放射能濃度の確認の合理的な実施

これまで文部科学省が実施した唯一のクリアランス確認の事例である原子力機構のJRR-3 に係るコンクリートについては、クリアランス制度が創設されるかなり以前に行われた改造工事によるものであったため、解体前に行われた施設の汚染状況の調査結果やそれに基づく解体コンクリートの汚染のレベルに応じた分別管理に関するデータの一部が無かった。そのため、申請者である原子力機構は、測定評価対象物であるコンクリートに含まれる放射性物質の濃度分布に著しい偏りがないことを確認するため、コンクリート塊を粉砕して多くのサンプルを採取し測定するなど、膨大な作業が必要となっている。また、文部科学省においても、これらサンプルの測定等に係わる作業記録や測定記録等の膨大な書類を確認することになるため、放射能濃度の確認等のためにかなりの時間を要する結果となっている。

クリアランス制度が確立された現在では、申請者は、施設・設備の使用や汚染の履歴の記録、測定による汚染の調査を行い、汚染の程度等に応じて放射性廃棄物として管理する物、クリアランスの対象となり得る物、放射性廃棄物でない廃棄物となる物として分別管理するなどクリアランス作業を効率的に行うための手順が学会標準等に示されている。したがって、今後、クリアランスを実施しようとする原子炉設置者等は、学会標準等を参考に、効率的な作業が実施できるよう事前の準備を進めておくことが重要である。

なお、文部科学省では、原子力安全委員会による「原子炉施設及び核燃料使用施設の解体等に伴って発生するもののうち放射性物質として取り扱う必要のないものの放射能濃度について」（平成 16 年 12 月 16 日（平成 17 年 3 月 17 日一部訂正及び修正））の考え方を踏まえ、大型コンクリート構造物や大型機器類のように大量の発生が見込まれる物に対する評価単位の設定について、評価単位内の放射能濃度のばらつきに関して最大放射能濃度が最小放射能濃度の 10 倍以内と評価できる場合は最大 10 トンまで拡張して構わないとの運用が行われている。今後とも、科学的合理性に基づいた確認行為を行う必要がある。

（２） クリアランスに係る基準化の推進

原子炉設置者等によるクリアランスに係わる活動や、国による放射能濃度の確認等に係わる安全規制が合理的に行われるためには、クリアランスに係る基準類の整備が重要である。

文部科学省が所管する試験研究用原子炉施設や核燃料物質使用施設における研究活動は多様であり、施設、設備の規模等にも大きな違いがある。そのため、クリアランス対象物の種類や量、評価対象となる放射性物質の種類は施設によって様々であると考えられ、そこから発生するクリアランス対象物の評価方法等について国が一般化することはなかなか困難な面がある。現在は原子力安全委員会が平成 13 年 7 月 16 日に

策定した「原子炉施設におけるクリアランスレベル検認のあり方について」や、社団法人日本原子力学会が平成 17 年に策定した「クリアランスの判断方法」などが測定及び評価の方法等に係る基準類として用いられているが、今後、多様な原子力施設におけるクリアランスに係る基準類の策定をさらに促進するため、原子炉設置者等は、学会等による基準類の整備の推進に向けデータ等を提供するなど積極的に検討に参画していくことが重要である。また、文部科学省においても、IAEA などによる国際的な安全基準の改定等の状況を適切にフォローするとともに、学会等による基準類の検討状況を適切に把握していくこととする。

Ⅳ　その他の規定

平成 17 年に行われた原子炉等規制法の改正においては、上記の点の他、以下の内容についても改正が行われている。

・海洋投棄の原則禁止
・国際規制物資の使用等に関する規制等
・報告聴取権限の拡充
・事故・故障等の報告義務の明確化　等

これらの改正内容の詳細については以下のとおりであるが、これらの改正は、主に条約批准や原子炉等規制法の施行に必要な内容であるため、現時点で直ちに法律の規定を見直す必要はないと考えられる。今後、国際規制物資の譲渡・譲受も含め状況の変化等に応じ、何らかの見直しの必要性が生じた場合には、適切に対応することとする。

（１）海洋投棄の原則禁止

1993 年のロンドン条約の付属書改訂により、低レベル放射性廃棄物を含む全ての放射性廃棄物の海洋投棄が禁止され、同年の原子力委員会決定により、「わが国としては、今後、低レベル放射性廃棄物処分方針として、海洋投棄は選択肢としないものとする」との方針が決定された。

しかしながら、平成 17 年の改正前の原子炉等規制法（以下「旧法」という。）第 61 条の 2 の 2 においては、主務大臣の確認を受けた場合には海洋投棄をすることができる規定振りとなっているため、平成 17 年の原子炉等規制法改正時に、放射性廃棄物の海洋投棄の全面的な禁止が明らかとなるよう規定の見直しを行った（但し、人命又は船舶、航空機若しくは人工海洋構築物の安全を確保するためやむを得ない場合は除く）。

（２）国際規制物資の使用等に関する規制等

平成 17 年の原子炉等規制法改正において、原子炉等規制法に規定されている各事業の許可等を取り消された者及び各事業者が解散・死亡した場合において承継がなかったときの清算人、相続財産管理人等に対して、廃止措置を義務づけるために必要となる規定の整備を行った。また、旧国際規制物資使用者等を除き、これらの者については、許可等を取り消された後においても、廃止措置が終了するまでの間は、引き続き国際規制物資を使用し続けることが想定されることから、記録義務や計量管理規定の認可、査察の受入等の規制を加えることが必要であった。このため、これらの者に対する廃止措置期間中の国際規制物資の使用等に関する規定を整備した。

一方、平成 17 年の原子炉等規制法改正に伴い、国際規制物資使用者が解散・死亡した場合でも、清算人、相続財産管理人等が他の国際規制物資使用者に対し、国際規制物資

を譲渡・譲受することができなくなった。このため、国際規制物資使用者間の国際規制物資の譲渡・譲受を措置する必要性や、措置すべき場合の譲渡・譲受の範囲等について、今後、検討を行う必要がある。

（３）報告聴取権限の拡充

旧法第 67 条第 1 項においては、文部科学大臣等は、事業者に対し、政令で定めるところにより、その業務に関し報告をさせることができる旨が規定されており、施行令に具体的な事項が限定列挙されていた。

しかしながら、東京電力における原子力発電の自主点検記録の不正等を契機に、平成 11 年に原子炉等規制法に申告制度が導入されているところ、申告された情報に関し該当する事実や法令上の問題の有無を確認するための情報収集を施行令に列挙されている範囲で報告聴取により行うことが困難な場合も想定されることから、政令に定めるところがなくても、法律の施行に必要な限度において柔軟に報告させることができるように改正した。

（４）事故・故障時の報告義務の明確化

原子炉施設等で発生した事故・故障等については、旧法第 67 条の報告聴取の規定を根拠とした府省令により、事業者の文部科学大臣等への報告が義務づけられていたところ、他の規定との整合性を図るとともに、事故・故障等の早期の報告の重要性を事業者等に意識させ、報告義務の実効性を高めるため、原子炉等規制法第 67 条の規定とは別に、事故・故障等の報告義務の規定を設けた。

おわりに

平成 17 年に行われた原子炉等規制法の改正は、国際テロリズムに対する脅威への対応、原子力施設の解体・廃止の進展や循環型社会の形成に資するための環境整備など、我が国の原子力の研究開発利用を巡る国内外の状況の大きな変化に対応するものであった。

法改正から約 5 年が経過した現在、改正法に基づいて行われた原子力施設の廃止措置やクリアランスの実績は、これまでのところまだ僅かではあるものの、文部科学省は核物質防護のための規制等も含め改正法の規定に基づく安全規制を適切に実施していると考える。文部科学省は、今後とも科学的合理性に基づく安全規制に努めるとともに、原子力施設の安全確保の実績を積み重ねることにより、国民から信頼される原子力安全規制行政を推進することが重要である。

参考文献

[1]　試験研究用原子炉施設等の安全規制のあり方について
（平成 17 年 1 月 14 日 文部科学省 研究炉等安全規制検討会）
[2]　試験研究用原子炉施設等における廃止措置制度の導入に当たっての技術的要件等について
(平成 17 年 7 月 26 日 文部科学省 研究炉等安全規制検討会技術ワーキンググループ)
[3]　試験研究用原子炉施設等におけるクリアランスレベル検認に係る技術的要件及び留意すべき点
（平成 17 年 7 月 26 日 文部科学省 研究炉等安全規制検討会技術ワーキンググループ）
[4]　原子炉施設及び核燃料使用施設の解体等に伴って発生するもののうち放射性物質として取り扱う必要のないものの放射能濃度について」(平成 16 年 12 月 16 日 (平成 17 年 3 月 17 日一部訂正及び修正) 原子力安全委員会)
[5]　原子炉施設におけるクリアランスレベル検認のあり方について (平成 13 年 7 月 16 日 原子力安全委員会)
[6]　クリアランスの判断方法 (平成 17 年 社団法人日本原子力学会)

別　　添

平成１７年原子炉等規制法の改正規定に係る施行状況の検討について

平成22年8月3日
文部科学省
科学技術・学術政策局
原子力安全課原子力規制室

1．検討の背景

○平成17年5月、原子炉等規制法が改正され、核物質防護規制の強化、クリアランス制度の導入、廃止措置規制の充実等の措置がなされたところである。(同年12月1日施行)

○平成17年の改正法は、法施行後、5年を経過した場合において、その施行状況について検討を行うこととされていることから、その検討を開始することとする。

（原子炉等規制法の一部を改正する法律（平成１７年法律第４４号）附則（抄））

（検討）

第九条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2．検討項目

○核物質防護規制の強化、クリアランス制度の導入、廃止措置規制の充実等の措置についての施行状況についての検討

・施行状況(事業者からのヒアリングを含む。)
・施行状況を踏まえた課題の抽出(法令面、運用面)
・今後の方向性

3．検討の体制

○当省においては、研究炉等安全規制検討会において、検討を開始する。

（なお、経済産業省は、原子力安全・保安部会原子力防災小委員会、廃棄物安全小委員会及び廃止措置安全小委員会において、それぞれ検討を開始する予定とのこと。また、国土交通省も所要の検討を行う予定とのこと。）

4．今後のスケジュール

9月～10月　研究炉等安全規制検討会(第2回)
11月～ 3月　研究炉等安全規制検討会(2～3回開催)

※ 年度内に報告書とりまとめを予定。必要に応じて、任意の意見募集、原子力安全委員会等へ報告

研究炉等安全規制検討会構成員

平成２３年１月２０日現在

	瓜生　満	独立行政法人　日本原子力研究開発機構　建設部長
	神田　玲子	独立行政法人　放射線医学総合研究所　放射線防護研究センター 規制科学総合研究グループ　リスクコミュニケーション手法開発チーム チームリーダー
	小佐古　敏荘	国立大学法人　東京大学　大学院工学系研究科　原子力専攻　教授
○	丹沢　　富雄	学校法人　五島育英会　東京都市大学　原子力研究所　所長
	土屋智子	財団法人　電力中央研究所　社会経済研究所　上席研究員
●	寺井　隆幸	国立大学法人　東京大学　大学院工学系研究科　総合研究機構　教授
	中島　　健	国立大学法人　京都大学　原子炉実験所　教授
	蜂谷　　みさを	独立行政法人　放射線医学総合研究所　緊急被ばく医療研究センター 被ばく医療部　障害治療室　主任研究員
	服部　　隆利	財団法人　電力中央研究所　原子力技術研究所 放射線安全研究センター　上席研究員
	林　　直美	独立行政法人　日本原子力研究開発機構　東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所　保安管理部長
	平澤　　久夫	財団法人　核物質管理センター　運営企画部　調査役
	前田　　穣	財団法人　発電設備技術検査協会　認証センター　センター長
	山下　清信	独立行政法人　日本原子力研究開発機構　東海研究開発センター 原子力科学研究所　研究炉加速器管理部　部長
	山中　　伸介	国立大学法人　大阪大学　大学院工学研究科　教授

●座長、○座長代理

五十音順（敬称略）

研究炉等安全規制検討会における検討の経緯

第 28 回　平成 22 年 8 月 3 日

- 平成 17 年原子炉等規制法の改正規定に係る施行状況の検討について

第 29 回　平成 22 年 10 月 5 日

- 平成 17 年原子炉等規制法の改正規定に係る施行状況の検討について
  - 核物質防護規制に係る施行状況の施行状況
  - 原子炉設置者等から意見聴取

第 30 回　平成 22 年 11 月 12 日

- 平成 17 年原子炉等規制法の改正規定に係る施行状況の検討について
  - 核物質防護規制に係る審議の整理
  - 廃止措置段階の安全規制及びクリアランス制度の施行状況
  - 原子炉設置者から意見聴取※

※ 高温ガス炉臨界実験装置 VHTRC の廃止措置（日本原子力研究開発機構）

旧 JRR-3 の改造工事に伴って発生したコンクリートのクリアランス（日本原子力研究開発機構）

第 31 回　平成 23 年 1 月 20 日

- 平成 17 年原子炉等規制法の改正規定に係る施行状況の検討について
  - 研究炉等安全規制検討会報告書（案）について

参 考 資 料

平成17年原子炉等規制法改正新旧対照

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）　（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
目次 第一章　総則（第一条・第二条） 第二章　製錬の事業に関する規制（第三条―第十二条の七） 第三章　加工の事業に関する規制（第十三条―第二十二条の九） 第四章　原子炉の設置、運転等に関する規制（第二十三条―第四十三条の三の四） 第四章の二　貯蔵の事業に関する規制（第四十三条の四―第四十三条の二十八） 第五章　再処理の事業に関する規制（第四十四条―第五十一条） 第五章の二　廃棄の事業に関する規制（第五十一条の二―第五十一条の二十六） 第五章の三　核燃料物質等の使用等に関する規制（第五十二条―第五十七条の八） 第六章　原子力事業者等に関する規制等（第五十八条―第六十一条の二） 第六章の二　国際規制物資の使用等に関する規制等 第一節　国際規制物資の使用等に関する規制（第六十一条の三―第六十一条の九の四） 第二節　指定情報処理機関（第六十一条の十―第六十一条の二十三） 第三節　指定保障措置検査等実施機関（第六十一条の二十三の二―第六十一条の二十三の二十一） 第六章の三　機構の行う溶接検査等（第六十一条の二十四―第六十一条の二十七） 第七章　雑則（第六十二条―第七十六条） 第八章　罰則（第七十六条の二―第八十四条） 第九章　外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等（第八十五条―第八十九条） 附則	目次 第一章　総則（第一条・第二条） 第二章　製錬の事業に関する規制（第三条―第十二条の五） 第三章　加工の事業に関する規制（第十三条―第二十二条の七） 第四章　原子炉の設置、運転等に関する規制（第二十三条―第四十三条の三） 第四章の二　貯蔵の事業に関する規制（第四十三条の四―第四十三条の二十六） 第五章　再処理の事業に関する規制（第四十四条―第五十一条） 第五章の二　廃棄の事業に関する規制（第五十一条の二―第五十一条の二十四） 第六章　核燃料物質等の使用等に関する規制（第五十二条―第六十一条の二の二） 第六章の二　国際規制物資の使用等に関する規制等 第一節　国際規制物資の使用等に関する規制（第六十一条の三―第六十一条の九の二） 第二節　指定情報処理機関（第六十一条の十―第六十一条の二十三） 第三節　指定保障措置検査等実施機関（第六十一条の二十三の二―第六十一条の二十三の二十一） 第六章の三　機構の行う溶接検査等（第六十一条の二十四―第六十一条の二十七） 第七章　雑則（第六十二条―第七十六条） 第八章　罰則（第七十六条の二―第八十四条） 第九章　外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等（第八十五条―第八十九条） 附則

改　正　後	改　正　前
（指定の取消し等） 第十条　（略） ２　経済産業大臣は、製錬事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。 一　第五条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。 二　（略） 三　第十一条の二第二項の規定による命令に違反したとき。 四～七　（略） 八　第十二条の六第一項の規定に違反して製錬の事業を廃止したとき。 九　第十二条の六第二項の規定に違反したとき。 十　第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。 十一　第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。 十二　第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。 十三　第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。	（指定の取消し等） 第十条　（略） ２　経済産業大臣は、製錬事業者が次の各号の一に該当するときは、第三条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。 一　第五条第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。 二　（略） 三　削除 四　第十一条の三第二項の規定による命令に違反したとき。 五～八　（略） 九　第五十八条の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。 十　第五十九条の二第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。 十一　第五十九条の三第二項の規定に違反したとき。 十二　第六十二条第一項又は第二項の条件に違反したとき。
（特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置等） 第十一条の二　（略）	（特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置等） 第十一条の三　（略）
（核物質防護規定） 第十二条の二　製錬事業者は、第十一条の二第一項に規定する場合には、経済産業省令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 ２～４　（略） ５　製錬事業者は、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定の遵守の	（核物質防護規定） 第十二条の二　製錬事業者は、第十一条の三第一項に規定する場合には、経済産業省令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 ２～４　（略）

改　正　後	改　正　前
状況について、経済産業大臣が定期に行う検査を受けなければならない。 ６　前項の検査に当たつては、経済産業大臣の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて経済産業省令で定めるものを行うことができる。 一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り 二　帳簿、書類その他必要な物件の検査 三　関係者に対する質問 四　特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。 ７　前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 ８　第六項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	
（核物質防護管理者） 第十二条の三　製錬事業者は、第十一条の二第一項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、経済産業省令で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について経済産業省令で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。 ２　（略）	（核物質防護管理者） 第十二条の三　製錬事業者は、第十一条の三第一項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、経済産業省令で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について経済産業省令で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。 ２　（略）
（事業の廃止に伴う措置） 第十二条の六　製錬事業者は、その事業を廃止しようとするときは、製錬施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の経済産業省令で定める措置（以下この条及び次条において「廃止措置」という。）を講じなければならない。 ２　製錬事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、経済産業	

改　正　後	改　正　前
省令で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（以下この条及び次条において「廃止措置計画」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。 ３　製錬事業者は、前項の認可を受けた廃止措置計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。 ４　経済産業大臣は、前二項の認可の申請に係る廃止措置計画が経済産業省令で定める基準に適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。 ５　製錬事業者は、第二項の認可を受けた廃止措置計画について第三項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。 ６　製錬事業者は、第二項の認可を受けた廃止措置計画（第三項又は前項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて廃止措置を講じなければならない。 ７　経済産業大臣は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製錬事業者に対し、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。 ８　製錬事業者は、廃止措置が終了したときは、その結果が経済産業省令で定める基準に適合していることについて、経済産業大臣の確認を受けなければならない。 ９　製錬事業者が前項の規定による確認を受けたときは、第三条第一項の指定は、その効力を失う。 （指定の取消し等に伴う措置） 第十二条の七　製錬事業者が第十条の規定により指定を取り消されたとき、又は製錬事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第八条第一項若しくは第九条第一項の規定による承継がなかつたときは、旧製錬事業者等（第十条の規定により指定を取り消された製錬事業者又は製錬事業者が解散し、	

改　正　後	改　正　前
若しくは死亡した場合において、第八条第一項若しくは第九条第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。）は、第十一条から第十二条の五までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお製錬事業者とみなす。 ２　旧製錬事業者等は、経済産業省令で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第十条の規定により製錬事業者としての指定を取り消された日又は製錬事業者の解散若しくは死亡の日から経済産業省令で定める期間内に経済産業大臣に認可の申請をしなければならない。 ３　旧製錬事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。 ４　旧製錬事業者等は、第二項の認可を受けた廃止措置計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。 ５　経済産業大臣は、第二項及び前項の認可の申請に係る廃止措置計画が前条第四項の経済産業省令で定める基準に適合していると認めるときは、第二項及び前項の認可をしなければならない。 ６　旧製錬事業者等は、第二項の認可を受けた廃止措置計画について第四項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。 ７　旧製錬事業者等は、第二項の認可を受けた廃止措置計画（第四項又は前項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて廃止措置を講じなければならない。 ８　経済産業大臣は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた旧製錬事業者等に対し、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。 ９　旧製錬事業者等は、廃止措置が終了したときは、その結果が前条第八項の経済産業省令で定める基準に適合していることについて、経済産業大臣の確認を受けなければならない。	

改　正　後	改　正　前
（設計及び工事の方法の認可） 第十六条の二　加工事業者は、経済産業省令で定めるところにより、加工施設の工事に着手する前に、加工施設に関する設計及び工事の方法（第十六条の四第一項に規定する加工施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条において同じ。）について経済産業大臣の認可を受けなければならない。加工施設を変更する場合における当該加工施設についても、同様とする。 ２・３　（略） ４　加工事業者は、第一項の認可を受けた加工施設に関する設計及び工事の方法について第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。	（設計及び工事の方法の認可） 第十六条の二　加工事業者は、経済産業省令で定めるところにより、加工施設の工事に着手する前に、加工施設に関する設計及び工事の方法（第十六条の四第一項に規定する加工施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。次項及び第三項において同じ。）について経済産業大臣の認可を受けなければならない。加工施設を変更する場合における当該加工施設についても、同様とする。 ２・３　（略）
（使用前検査） 第十六条の三　（略） ２　（略） 一　その工事が前条第一項の認可を受けた設計及び方法（同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて行われていること。 二　（略） ３・４　（略）	（使用前検査） 第十六条の三　（略） ２　（略） 一　その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること 二　（略） ３・４　（略）
（施設定期検査） 第十六条の五　加工事業者は、経済産業省令で定めるところにより、加工施設のうち政令で定めるものの性能について、経済産業大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。ただし、第二十二条の八第二項の認可を受けた場合(経済産業省令で定める場合を除く。)は、この限りでない。 ２～４　（略）	（施設定期検査） 第十六条の五　加工事業者は、経済産業省令で定めるところにより、加工施設のうち政令で定めるものの性能について、経済産業大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。 ２～４　（略）

改　正　後	改　正　前
（許可の取消し等） 第二十条　（略） ２　経済産業大臣は、加工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。 一　第十五条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。 二～十　（略） 十一　第二十二条の八第一項の規定に違反して加工の事業を廃止したとき。 十二　第二十二条の八第二項の規定に違反したとき。 十三　第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。 十四　第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。 十五　第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。 十六　（略） 十七　第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。 十八・十九　（略）	（許可の取消し等） 第二十条　（略） ２　経済産業大臣は、加工事業者が次の各号の一に該当するときは、第十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。 一　第十五条第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。 二～十　（略） 十一　第五十八条の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。 十二　第五十九条の二第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。 十三　第五十九条の三第二項の規定に違反したとき。 十四　（略） 十五　第六十二条第一項又は第二項の条件に違反したとき。 十六・十七　（略）
（保安規定） 第二十二条　（略） ２～５　（略） ６　第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第二十二条第五項」と読み替えるものとする。	（保安規定） 第二十二条　（略） ２～５　（略） ６　第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第二十二条第五項」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第二十二条第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第二十二条第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。
	（加工施設の解体） 第二十二条の二　加工事業者（第六十六条第一項に規定する者のうち加工事業者に係る者を含む。次項において同じ。）は、加工施設を解体しようとする

改　正　後	改　正　前
	ときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ経済産業大臣に届け出なければならない。 ２　経済産業大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、加工事業者に対し、加工施設の解体の方法の指定、核燃料物質による汚染の除去その他核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。
（核燃料取扱主任者） 第二十二条の二　（略）	（核燃料取扱主任者） 第二十二条の二の二　（略）
（核物質防護規定） 第二十二条の六　（略） ２　第十二条の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十二条の六第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「加工事業者」と読み替えるものとする。	（核物質防護規定） 第二十二条の六　（略） ２　第十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは、「加工事業者」と読み替えるものとする。
（事業の廃止に伴う措置） 第二十二条の八　加工事業者は、その事業を廃止しようとするときは、加工施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の経済産業省令で定める措置（以下この条及び次条において「廃止措置」という。）を講じなければならない。 ２　加工事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。	

改　正　後	改　正　前
３　第十二条の六第三項から第九項までの規定は、加工事業者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十二条の八第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第二十二条の八第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第二十二条の八第二項」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第十三条第一項の許可」と読み替えるものとする。 （許可の取消し等に伴う措置） 第二十二条の九　加工事業者が第二十条の規定により許可を取り消されたとき、又は加工事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第十八条第一項若しくは第十九条第一項の規定による承継がなかつたときは、旧加工事業者等（第二十条の規定により許可を取り消された加工事業者又は加工事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第十八条第一項若しくは第十九条第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。）は、第十六条の五、第二十一条から第二十二条の二まで及び第二十二条の四から第二十二条の七までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第五項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお加工事業者とみなす。 ２　旧加工事業者等は、経済産業省令で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第二十条の規定により加工事業者としての許可を取り消された日又は加工事業者の解散若しくは死亡の日から経済産業省令で定める期間内に経済産業大臣に認可の申請をしなければならない。 ３　旧加工事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。 ４　第一項の規定により加工事業者とみなされた旧加工事業者等が第二項の認可を受けた場合（経済産業省令で定める場合を除く。）には、第十六条の五の規定は、適用しない。 ５　第十二条の七第四項から第九項までの規定は、旧加工事業者等の廃止措置について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるの	

改　正　後	改　正　前
は「第二十二条の九第二項」と読み替えるほか、同条第五項中「前条第四項」とあるのは「第二十二条の八第三項において準用する前条第四項」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第二十二条の八第三項において準用する前条第八項」と読み替えるものとする。	
（設計及び工事の方法の認可） 第二十七条　原子炉設置者は、主務省令（主務大臣の発する命令をいう。以下この章において同じ。）で定めるところにより、原子炉施設の工事に着手する前に、原子炉施設に関する設計及び工事の方法（第二十八条の二第一項に規定する原子炉施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条において同じ。）について主務大臣の認可を受けなければならない。原子炉施設を変更する場合における当該原子炉施設についても、同様とする。 ２・３　（略） ４　原子炉設置者は、第一項の認可を受けた原子炉施設に関する設計及び工事の方法について第二項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を主務大臣に届け出なければならない。	（設計及び工事の方法の認可） 第二十七条　原子炉設置者は、主務省令（主務大臣の発する命令をいう。以下この章において同じ。）で定めるところにより、原子炉施設の工事に着手する前に、原子炉施設に関する設計及び工事の方法（第二十八条の二第一項に規定する原子炉施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。次項及び第三項において同じ。）について主務大臣の認可を受けなければならない。原子炉施設を変更する場合における当該原子炉施設についても、同様とする。 ２・３　（略）
（使用前検査） 第二十八条　（略） ２　（略） 一　その工事が前条第一項の認可を受けた設計及び方法（同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて行われていること。 二　（略） ３　（略）	（使用前検査） 第二十八条　（略） ２　（略） 一　その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること 二　（略） ３　（略）

改　正　後	改　正　前
（施設定期検査） 第二十九条　原子炉設置者は、主務省令で定めるところにより、原子炉施設のうち政令で定めるものの性能について、主務大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。ただし、第四十三条の三の二第二項の認可を受けた原子炉については、主務省令で定める場合を除き、この限りでない。 ２・３　（略）	（施設定期検査） 第二十九条　原子炉設置者は、主務省令で定めるところにより、原子炉施設のうち政令で定めるものの性能について、主務大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。 ２・３　（略）
（運転計画） 第三十条　原子炉設置者は、主務省令（第二十三条第一項第三号に掲げる原子炉であつて発電の用に供するものについては文部科学省令・経済産業省令、同項第四号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するものについては経済産業省令・国土交通省令、同項第五号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するものについては文部科学省令・国土交通省令）で定めるところにより、その設置に係る原子炉（政令で定める原子炉に該当するものを除く。）の運転計画を作成し、主務大臣（同項第三号に掲げる原子炉であつて発電の用に供するものについては文部科学大臣及び経済産業大臣、同項第四号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するものについては経済産業大臣及び国土交通大臣、同項第五号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するものについては文部科学大臣及び国土交通大臣）に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。ただし、第四十三条の三の二第二項の認可を受けた原子炉については、この限りでない。	（運転計画） 第三十条　原子炉設置者は、主務省令（第二十三条第一項第三号に掲げる原子炉であつて発電の用に供するものについては文部科学省令・経済産業省令、同項第四号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するものについては経済産業省令・国土交通省令、同項第五号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するものについては文部科学省令・国土交通省令）で定めるところにより、その設置に係る原子炉（政令で定める原子炉に該当するものを除く。）の運転計画を作成し、主務大臣（同項第三号に掲げる原子炉であつて発電の用に供するものについては文部科学大臣及び経済産業大臣、同項第四号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するものについては経済産業大臣及び国土交通大臣、同項第五号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するものについては文部科学大臣及び国土交通大臣）に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
（許可の取消し等） 第三十三条　（略） ２　主務大臣は、原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて原子炉の運転の停止を命ずることができる。 一　第二十五条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。 二～十　（略）	（許可の取消し等） 第三十三条　（略） ２　主務大臣は、原子炉設置者が次の各号の一に該当するときは、第二十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて原子炉の運転の停止を命ずることができる。 一　第二十五条第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。 二～十　（略）

改　正　後	改　正　前
十一　第四十三条の三の二第一項の規定に違反して原子炉を廃止したとき。 十二　第四十三条の三の二第二項の規定に違反したとき。 十三　第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。 十四　第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。 十五　第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。 十六　（略） 十七　第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。 十八　（略） 十九　（略） 二十　（略） ３　国土交通大臣は、外国原子力船運航者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条の二第一項の許可を取り消すことができる。 一　前項第一号、第三号、第十三号、第十四号又は第二十号に掲げるとき。 二　（略） 三　第六十二条の二第一項の条件に違反したとき。 （保安規定） 第三十七条　（略） ２～５　（略） ６　第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十七条第五項」と、「経済産業大臣」とあるのは「第二十三条第二項に規定する主務大臣」と、「経済産業省令」とあるのは「第二十七条第一項に規定する主務省令」と読み替えるものとする。	十一　第五十八条の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。 十二　第五十九条の二第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。 十三　第五十九条の三第二項の規定に違反したとき。 十四　（略） 十五　第六十二条第一項又は第二項の条件に違反したとき。 十六　（略） 十六の二　（略） 十七　（略） ３　国土交通大臣は、外国原子力船運航者が次の各号の一に該当するときは、第二十三条の二第一項の許可を取り消すことができる。 一　前項第一号、第三号、第十一号、第十二号又は第十七号に掲げるとき。 二　（略） 三　第六十二条第一項の条件に違反したとき。 （保安規定） 第三十七条　（略） ２～５　（略） ６　第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十七条第五項」と、「経済産業大臣」とあるのは「第二十三条第二項に規定する主務大臣」と、「経済産業省令」とあるのは「第二十七条第一項に規定する主務省令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第三十七条第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第三十七条第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

改　正　後	改　正　前
第三十八条　削除	（原子炉の解体） 第三十八条　原子炉設置者（第六十六条第一項に規定する者のうち原子炉設置者に係る者を含む。次項において同じ。）は、原子炉を解体しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ主務大臣に届け出なければならない。 ２　主務大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、原子炉設置者に対し、原子炉の解体の方法の指定、核燃料物質による汚染の除去その他核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。
（原子炉の譲受け等） 第三十九条　（略） ２～４　（略） ５　第二項の許可を受けて原子力船を譲り受けた者は、原子炉設置者とみなす。この場合において、第二十六条第一項中「第二十三条第二項第二号から第五号まで又は第八号に掲げる事項」とあり、及び同条第二項中「第二十三条第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項」とあるのは「政令で定める事項」と、第三十三条及び第四十三条の三の二第三項中「第二十三条第一項」とあるのは「第三十九条第二項」と読み替えるものとする。	（原子炉の譲受け等） 第三十九条　（略） ２～４　（略） ５　第二項の許可を受けて原子力船を譲り受けた者は、原子炉設置者とみなす。この場合において、第二十六条第一項中「第二十三条第二項第二号から第五号まで又は第八号に掲げる事項」とあり、又は同条第二項中「第二十三条第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項」とあるのは「政令で定める事項」と、第三十三条及び第六十五条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第三十九条第二項」と読み替えるものとする。
（核物質防護規定） 第四十三条の二　（略） ２　第十二条の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「経済産業大臣」とあるのは「第二十三条第二項に規定する主務大臣」と、「前項」とあるのは「第四十三条の二第一項」と、同条第三項中「経済産業大臣」とあるのは「第二十三条第二項に規定する主務大臣」と、「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と、同条第四項中「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置	（核物質防護規定） 第四十三条の二　（略） ２　第十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、これらの規定中「経済産業大臣」とあるのは「主務大臣」と、「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と読み替えるものとする。

改　正　後	改　正　前
者」と、同条第五項中「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と、「経済産業省令」とあるのは「第二十七条第一項に規定する主務省令」と、「経済産業大臣」とあるのは「第二十三条第二項に規定する主務大臣」と、同条第六項中「経済産業大臣」とあるのは「第二十三条第二項に規定する主務大臣」と、「経済産業省令」とあるのは「第二十七条第一項に規定する主務省令」と読み替えるものとする。 （原子炉の廃止に伴う措置） 第四十三条の三の二　原子炉設置者は、原子炉を廃止しようとするときは、原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の主務省令で定める措置（以下この条及び次条において「廃止措置」という。）を講じなければならない。 ２　原子炉設置者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。 ３　第十二条の六第三項から第九項までの規定は、原子炉設置者の廃止措置について準用する。この場合において、これらの規定中「経済産業大臣」とあるのは「第二十三条第二項に規定する主務大臣」と読み替えるほか、同条第三項中「前項」とあるのは「第四十三条の三の二第二項」と、「経済産業省令」とあるのは「第二十七条第一項に規定する主務省令」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第四十三条の三の二第二項及び前項」と、「経済産業省令」とあるのは「第二十七条第一項に規定する主務省令」と、同条第五項中「第二項」とあるのは「第四十三条の三の二第二項」と、「経済産業省令」とあるのは「第二十七条第一項に規定する主務省令」と、同条第六項中「第二項」とあるのは「第四十三条の三の二第二項」と、同条第七項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は原子炉」と、同条第八項中「経済産業省令」とあるのは「第二十七条第一項に規定する主務省令」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第二十三条第一項の許可は、第四十三条の三の二第二項の認可に係	

改　正　後	改　正　前
る原子炉について」と読み替えるものとする。 （許可の取消し等に伴う措置） 第四十三条の三の三　原子炉設置者が第三十三条第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消されたとき、又は原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項の規定による承継がなかつたときは、旧原子炉設置者等（第三十三条第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消された原子炉設置者又は原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。）は、第二十九条、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条、第四十条及び第四十二条から第四十三条の三までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお原子炉設置者とみなす。 ２　旧原子炉設置者等は、主務省令で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第三十三条第一項若しくは第二項の規定により原子炉設置者としての許可を取り消された日又は原子炉設置者の解散若しくは死亡の日から主務省令で定める期間内に主務大臣に認可の申請をしなければならない。 ３　旧原子炉設置者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。 ４　第十二条の七第四項から第九項までの規定は旧原子炉設置者等の廃止措置について、第二十二条の九第四項の規定は旧原子炉設置者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第四十三条の三の三第二項」と、「経済産業省令」とあるのは「第二十七条第一項に規定する主務省令」と、「経済産業大臣」とあるのは「第二十三条第二項に規定する主務大臣」と読み替えるほか、第十二条の七第五項中「前条第四項」とあるのは「第四十三条の三の二第三項において準用する前条第四項」と、同条第八項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は原子炉」と、同条第九項中「前条第八項」とあるの	

改　正　後	改　正　前
は「第四十三条の三の二第三項において準用する前条第八項」と、第二十二条の九第四項中「第一項」とあるのは「第四十三条の三の三第一項」と、「加工事業者と」とあるのは「原子炉設置者と」と、「第十六条の五」とあるのは「第二十九条」と読み替えるものとする。 （政令への委任） 第四十三条の三の四　外国原子力船運航者についての原子炉の廃止又は外国原子力船運航者の第三十三条第三項の規定による許可の取消しの場合については、政令で、外国原子力船運航者が講ずべき原子炉の廃止等に伴う核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害の防止のための措置に関し必要な事項を定めることができる。 ２　前項の規定による政令には、必要な罰則を設けることができる。 ３　前項の罰則に規定することができる罰は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金又はこれらの併科とする。 （事業の許可） 第四十三条の四　使用済燃料（実用発電用原子炉その他その運転に伴い原子炉施設内の貯蔵設備の貯蔵能力を超える使用済燃料が生ずるおそれがある原子炉として政令で定めるものに係るものに限る。以下この章並びに第六十条第一項、第七十七条第六号の二及び第七十八条第十六号の二において同じ。）の貯蔵（原子炉設置者、外国原子力船運航者、第四十四条第一項の指定を受けた者及び第五十二条第一項の許可を受けた者が原子炉施設、第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設又は第五十二条第二項第七号に規定する使用施設に付随する同項第八号に規定する貯蔵施設において行うものを除くものとし、その貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵設備（以下「使用済燃料貯蔵設備」という。）において行うものに限る。以下単に「使用済燃料の貯蔵」という。）の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。 ２・３　（略）	（事業の許可） 第四十三条の四　使用済燃料（実用発電用原子炉その他その運転に伴い原子炉施設内の貯蔵設備の貯蔵能力を超える使用済燃料が生ずるおそれがある原子炉として政令で定めるものに係るものに限る。以下この章並びに第六十条第一項、第六十六条第三項及び第七十七条第六号の二において同じ。）の貯蔵（原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び第五十二条第一項の許可を受けた者が原子炉施設、再処理施設又は同条第二項第七号に規定する使用施設に付随する同項第八号に規定する貯蔵施設において行うものを除くものとし、その貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵設備（以下「使用済燃料貯蔵設備」という。）において行うものに限る。以下単に「使用済燃料の貯蔵」という。）の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。 ２・３　（略）

改　正　後	改　正　前
（設計及び工事の方法の認可） 第四十三条の八　使用済燃料貯蔵事業者は、経済産業省令で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設の工事に着手する前に、使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法（第四十三条の十第一項に規定する使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条において同じ。）について経済産業大臣の認可を受けなければならない。使用済燃料貯蔵施設を変更する場合における当該使用済燃料貯蔵施設についても、同様とする。 ２・３　（略） ４　使用済燃料貯蔵事業者は、第一項の認可を受けた使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法について第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない	（設計及び工事の方法の認可） 第四十三条の八　使用済燃料貯蔵事業者は、経済産業省令で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設の工事に着手する前に、使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法（第四十三条の十第一項に規定する使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。次項及び第三項において同じ。）について経済産業大臣の認可を受けなければならない。使用済燃料貯蔵施設を変更する場合における当該使用済燃料貯蔵施設についても、同様とする。 ２・３　（略）
（使用前検査） 第四十三条の九　（略） ２　（略） 一　その工事が前条第一項の認可を受けた設計及び方法（同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて行われていること。 二　（略） ３　（略）	（使用前検査） 第四十三条の九　（略） ２　（略） 一　その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること 二　（略） ３　（略）
（施設定期検査） 第四十三条の十一　使用済燃料貯蔵事業者は、経済産業省令で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設のうち政令で定めるものの性能について、一年以上であつて経済産業省令で定める期間ごとに経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合（経済産業省令で定める場合を除く。）は、この限りでない。 ２・３　（略）	（施設定期検査） 第四十三条の十一　使用済燃料貯蔵事業者は、経済産業省令で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設のうち政令で定めるものの性能について、一年以上であつて経済産業省令で定める期間ごとに経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。 ２・３　（略）

改　正　後	改　正　前
（貯蔵計画） 第四十三条の十三　使用済燃料貯蔵事業者は、経済産業省令で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設の貯蔵計画を作成し、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。ただし、第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。	（貯蔵計画） 第四十三条の十三　使用済燃料貯蔵事業者は、経済産業省令で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設の貯蔵計画を作成し、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
（許可の取消し等） 第四十三条の十六　（略） ２　経済産業大臣は、使用済燃料貯蔵事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十三条の四第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。 一　第四十三条の六第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。 二～十　（略） 十一　第四十三条の二十七第一項の規定に違反して使用済燃料の貯蔵の事業を廃止したとき。 十二　第四十三条の二十七第二項の規定に違反したとき。 十三　第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。 十四　第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。 十五　第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。 十六　（略） 十七　第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。 十八・十九　（略）	（許可の取消し等） 第四十三条の十六　（略） ２　経済産業大臣は、使用済燃料貯蔵事業者が次の各号の一に該当するときは、第四十三条の四第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。 一　第四十三条の六第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。 二～十　（略） 十一　第五十八条の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。 十二　第五十九条の二第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。 十三　第五十九条の三第二項の規定に違反したとき。 十四　（略） 十五　第六十二条第一項又は第二項の条件に違反したとき。 十六・十七　（略）
（保安規定） 第四十三条の二十　（略） ２～５　（略）	（保安規定） 第四十三条の二十　（略） ２～５　（略）

改　正　後	改　正　前
６　第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第四十三条の二十第五項」と読み替えるものとする。	６　第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第四十三条の二十第五項」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第四十三条の二十第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第四十三条の二十第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする
第四十三条の二十一　削除	（使用済燃料貯蔵施設の解体） 第四十三条の二十一　使用済燃料貯蔵事業者（第六十六条第一項に規定する者のうち使用済燃料貯蔵事業者に係る者を含む。次項において同じ。）は、使用済燃料貯蔵施設を解体しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ経済産業大臣に届け出なければならない。 ２　経済産業大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、使用済燃料貯蔵事業者に対し、使用済燃料貯蔵施設の解体の方法の指定、使用済燃料による汚染の除去その他使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。
（核物質防護規定） 第四十三条の二十五　（略） ２　第十二条の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十三条の二十五第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「使用済燃料貯蔵事業者」と読み替えるものとする。	（核物質防護規定） 第四十三条の二十五　（略） ２　第十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは、「使用済燃料貯蔵事業者」と読み替えるものとする。
（事業の廃止に伴う措置） 第四十三条の二十七　使用済燃料貯蔵事業者は、その事業を廃止しようとする	

改　正　後	改　正　前
ときは、使用済燃料貯蔵施設の解体、使用済燃料による汚染の除去、使用済燃料によつて汚染された物の廃棄その他の経済産業省令で定める措置（以下この条及び次条において「廃止措置」という。）を講じなければならない。 ２　使用済燃料貯蔵事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。 ３　第十二条の六第三項から第九項までの規定は、使用済燃料貯蔵事業者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第四十三条の二十七第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第四十三条の二十七第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第四十三条の二十七第二項」と、同条第七項中「核燃料物質」とあるのは「使用済燃料」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第四十三条の四第一項の許可」と読み替えるものとする。 （許可の取消し等に伴う措置） 第四十三条の二十八　使用済燃料貯蔵事業者が第四十三条の十六の規定により許可を取り消されたとき、又は使用済燃料貯蔵事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三条の十四第一項若しくは第四十三条の十五第一項の規定による承継がなかつたときは、旧使用済燃料貯蔵事業者等（第四十三条の十六の規定により許可を取り消された使用済燃料貯蔵事業者又は使用済燃料貯蔵事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三条の十四第一項若しくは第四十三条の十五第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。）は、第四十三条の十一、第四十三条の十七から第四十三条の二十まで及び第四十三条の二十二から第四十三条の二十六までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお使用済燃料貯蔵事業者とみなす。 ２　旧使用済燃料貯蔵事業者等は、経済産業省令で定めるところにより、廃止	

改　正　後	改　正　前
措置計画を定め、第四十三条の十六の規定により使用済燃料貯蔵事業者としての許可を取り消された日又は使用済燃料貯蔵事業者の解散若しくは死亡の日から経済産業省令で定める期間内に経済産業大臣に認可の申請をしなければならない。 ３　旧使用済燃料貯蔵事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。 ４　第十二条の七第四項から第九項までの規定は旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置について、第二十二条の九第四項の規定は旧使用済燃料貯蔵事業者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第四十三条の二十八第二項」と読み替えるほか、第十二条の七第五項中「前条第四項」とあるのは「第四十三条の二十七第三項において準用する前条第四項」と、同条第八項中「核燃料物質」とあるのは「使用済燃料」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第四十三条の二十七第三項において準用する前条第八項」と、第二十二条の九第四項中「第一項」とあるのは「第四十三条の二十八第一項」と、「加工事業者と」とあるのは「使用済燃料貯蔵事業者と」と、「第十六条の五」とあるのは「第四十三条の十一」と読み替えるものとする。	
（設計及び工事の方法の認可） 第四十五条　再処理事業者は、経済産業省令で定めるところにより、再処理施設の工事に着手する前に、再処理施設に関する設計及び工事の方法（第四十六条の二第一項に規定する再処理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条において同じ。）について経済産業大臣の認可を受けなければならない。再処理施設を変更する場合における当該再処理施設についても、同様とする。 ２・３　（略） ４　再処理事業者は、第一項の認可を受けた再処理施設に関する設計及び工事の方法について第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。	（設計及び工事の方法の認可） 第四十五条　再処理事業者は、経済産業省令で定めるところにより、再処理施設の工事に着手する前に、再処理施設に関する設計及び工事の方法（第四十六条の二第一項に規定する再処理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。次項及び第三項において同じ。）について経済産業大臣の認可を受けなければならない。再処理施設を変更する場合における当該再処理施設についても、同様とする。 ２・３　（略）

改　正　後	改　正　前
（使用前検査） 第四十六条　（略） ２　（略） 一　その工事が前条第一項の認可を受けた設計及び方法（同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて行われていること。 二　（略） ３　（略）	（使用前検査） 第四十六条　（略） ２　（略） 一　その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること。 二　（略） ３　（略）
（施設定期検査） 第四十六条の二の二　再処理事業者は、経済産業省令で定めるところにより、再処理施設のうち政令で定めるものの性能について、経済産業大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合（経済産業省令で定める場合を除く。）は、この限りでない。 ２・３　（略）	（施設定期検査） 第四十六条の二の二　再処理事業者は、経済産業省令で定めるところにより、再処理施設のうち政令で定めるものの性能について、経済産業大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。 ２・３　（略）
（使用計画） 第四十六条の四　再処理事業者は、経済産業省令で定めるところにより、再処理施設の使用計画を作成し、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。	（使用計画） 第四十六条の四　再処理事業者は、経済産業省令で定めるところにより、再処理施設の使用計画を作成し、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
（指定の取消し等） 第四十六条の七　（略） ２　経済産業大臣は、再処理事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。	（指定の取消し等） 第四十六条の七　（略） ２　経済産業大臣は、再処理事業者が次の各号の一に該当するときは、第四十四条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

改　正　後	改　正　前
一　第四十四条の三第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。	一　第四十四条の三第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。
二～四　（略）	二～四　（略）
五　第五十条の二第二項において準用する第二十二条の五の規定による命令に違反したとき。	五　第五十条の三第二項において準用する第二十二条の五の規定による命令に違反したとき。
六　第五十条の三第一項の規定に違反したとき。	六　第五十条の四第一項の規定に違反したとき。
七　第五十条の三第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。	七　第五十条の四第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。
八　第五十条の三第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。	八　第五十条の四第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。
九　第五十条の四第一項の規定に違反したとき。	九　第五十一条第一項の規定に違反したとき。
十　第五十条の四第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。	十　第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。
十一　第五十条の五第一項の規定に違反して再処理の事業を廃止したとき。	
十二　第五十条の五第二項の規定に違反したとき。	
十三　第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。	十一　第五十八条の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
十四　第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。	十二　第五十九条の二第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。
十五　第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。	十三　第五十九条の三第二項の規定に違反したとき。
十六　（略）	十四　（略）
十七　第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。	十五　第六十二条第一項又は第二項の条件に違反したとき。
十八・十九　（略）	十六・十七　（略）
（保安規定）	（保安規定）
第五十条　（略）	第五十条　（略）
２～５　（略）	２～５　（略）
６　第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第五十条第五項」と読み替えるものとする。	６　第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第五十条第五項」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第五十条第六項において準用す

改　正　後	改　正　前
	る前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第五十条第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。
	（再処理施設の解体） 第五十条の二　再処理事業者（第六十六条第一項に規定する者のうち再処理事業者に係る者を含む。次項において同じ。）は、再処理施設を解体しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ経済産業大臣に届け出なければならない。 ２　経済産業大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、再処理事業者に対し、再処理施設の解体の方法の指定、使用済燃料による汚染の除去その他使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。
（核燃料取扱主任者） 第五十条の二　（略） ２　第二十二条の二第二項、第二十二条の四及び第二十二条の五の規定は、前項の核燃料取扱主任者に準用する。	（核燃料取扱主任者） 第五十条の三　（略） ２　第二十二条の二の二第二項、第二十二条の四及び第二十二条の五の規定は、前項の核燃料取扱主任者に準用する。
（核物質防護規定） 第五十条の三　（略） ２　第十二条の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十条の三第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「再処理事業者」と読み替えるものとする。	（核物質防護規定） 第五十条の四　（略） ２　第十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは、「再処理事業者」と読み替えるものとする。

改　正　後	改　正　前
（核物質防護管理者） 第五十条の四　（略） （事業の廃止に伴う措置） 第五十条の五　再処理事業者は、その事業を廃止しようとするときは、再処理施設の解体、その保有する使用済燃料又は使用済燃料から分離された物の譲渡し、使用済燃料による汚染の除去、使用済燃料又は使用済燃料から分離された物によつて汚染された物の廃棄その他の経済産業省令で定める措置（以下この条及び次条において「廃止措置」という。）を講じなければならない ２　再処理事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。 ３　第十二条の六第三項から第九項までの規定は、再処理事業者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十条の五第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第五十条の五第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第五十条の五第二項」と、同条第七項中「核燃料物質又は核燃料物質」とあるのは「使用済燃料若しくは使用済燃料から分離された物又はこれら」と、同条第九項中「第三条第一項」とあるのは「第四十四条第一項」と読み替えるものとする。 （指定の取消し等に伴う措置） 第五十一条　再処理事業者が第四十六条の七の規定により指定を取り消されたとき、又は再処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六条の五第一項若しくは第四十六条の六第一項の規定による承継がなかつたときは、旧再処理事業者等（第四十六条の七の規定により指定を取り消された再処理事業者又は再処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六条の五第一項若しくは第四十六条の六第一項の規定による承継	（核物質防護管理者） 第五十一条　（略）

改　正　後	改　正　前
がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。）は、第四十六条の二の二及び第四十七条から第五十条の四までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお再処理事業者とみなす。 ２　旧再処理事業者等は、経済産業省令で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第四十六条の七の規定により再処理事業者としての指定を取り消された日又は再処理事業者の解散若しくは死亡の日から経済産業省令で定める期間内に経済産業大臣に認可の申請をしなければならない。 ３　旧再処理事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。 ４　第十二条の七第四項から第九項までの規定は旧再処理事業者等の廃止措置について、第二十二条の九第四項の規定は旧再処理事業者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第五十一条第二項」と読み替えるほか、第十二条の七第五項中「前条第四項」とあるのは「第五十条の五第三項において準用する前条第四項」と、同条第八項中「核燃料物質又は核燃料物質」とあるのは「使用済燃料若しくは使用済燃料から分離された物又はこれら」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第五十条の五第三項において準用する前条第八項」と、第二十二条の九第四項中「第一項」とあるのは「第五十一条第一項」と、「加工事業者と」とあるのは「再処理事業者と」と、「第十六条の五」とあるのは「第四十六条の二の二」と読み替えるものとする。	
（事業の許可） 第五十一条の二　（略） 一　（略） 二　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物についての廃棄物埋設その他の最終的な処分がされるまでの間において行われる放射線による障害の防止を目的とした管理その他の管理又は処理であつて政令で定めるもの（以下「廃棄物管理」という。）	（事業の許可） 第五十一条の二　（略） 一　（略） 二　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物についての廃棄物埋設、第六十一条の二の二第六項に規定する海洋投棄その他の最終的な処分がされるまでの間において行われる放射線による障害の防止を目的とした管理その他の管理又は処理であつて政令で定めるもの（以下「廃棄物

改　正　後	改　正　前
２・３　（略）	管理」という。） ２・３　（略）
（設計及び工事の方法の認可） 第五十一条の七　第五十一条の二第一項の規定による廃棄物管理の事業の許可を受けた者（以下「廃棄物管理事業者」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、政令で定める廃棄物管理施設（以下この章において「特定廃棄物管理施設」という。）の工事に着手する前に、特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法（第五十一条の九第一項に規定する特定廃棄物管理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条において同じ。）について経済産業大臣の認可を受けなければならない。特定廃棄物管理施設を変更する場合における当該特定廃棄物管理施設についても、同様とする。	（設計及び工事の方法の認可） 第五十一条の七　第五十一条の二第一項の規定による廃棄物管理の事業の許可を受けた者（以下「廃棄物管理事業者」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、政令で定める廃棄物管理施設（以下この章において「特定廃棄物管理施設」という。）の工事に着手する前に、特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法（第五十一条の九第一項に規定する特定廃棄物管理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。次項及び第三項において同じ。）について経済産業大臣の認可を受けなければならない。特定廃棄物管理施設を変更する場合における当該特定廃棄物管理施設についても、同様とする。
２・３　（略） ４　廃棄物管理事業者は、第一項の認可を受けた特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法について第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。	２・３　（略）
（使用前検査） 第五十一条の八　（略） ２　（略） 一　その工事が前条第一項の認可を受けた設計及び方法（同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて行われていること。 二　（略） ３　（略）	（使用前検査） 第五十一条の八　（略） ２　（略） 一　その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること 二　（略） ３　（略）

改　正　後	改　正　前
（施設定期検査） 第五十一条の十　廃棄物管理事業者は、経済産業省令で定めるところにより、特定廃棄物管理施設のうち政令で定めるものの性能について、一年以上であつて経済産業省令で定める期間ごとに経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合（経済産業省令で定める場合を除く。）は、この限りでない。 ２・３　（略）	（施設定期検査） 第五十一条の十　廃棄物管理事業者は、経済産業省令で定めるところにより、特定廃棄物管理施設のうち政令で定めるものの性能について、一年以上であつて経済産業省令で定める期間ごとに経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。 ２・３　（略）
（許可の取消し等） 第五十一条の十四　（略） ２　経済産業大臣は、廃棄事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十一条の二第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。 一　第五十一条の四第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。 二～十一　（略） 十二　第五十一条の二十五第一項の規定に違反して廃棄の事業を廃止したとき。 十三　第五十一条の二十五第二項の規定に違反したとき。 十四　第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。 十五　第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。 十六　第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。 十七　（略） 十八　第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。 十九・二十　（略）	（許可の取消し等） 第五十一条の十四　（略） ２　経済産業大臣は、廃棄事業者が次の各号の一に該当するときは、第五十一条の二第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。 一　第五十一条の四第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。 二～十一　（略） 十二　第五十八条の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。 十三　第五十九条の二第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。 十四　第五十九条の三第二項の規定に違反したとき。 十五　（略） 十六　第六十二条第一項又は第二項の条件に違反したとき。 十七・十八　（略）

改　正　後	改　正　前
（保安規定） 第五十一条の十八　（略） ２～６　（略） ７　第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第五十一条の十八第六項」と読み替えるものとする。	（保安規定） 第五十一条の十八　（略） ２～６　（略） ７　第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第五十一条の十八第六項」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第五十一条の十八第七項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第五十一条の十八第七項において準用する第六項」と読み替えるものとする
（核物質防護規定） 第五十一条の二十三　（略） ２　第十二条の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条の二十三第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「廃棄物管理事業者」と読み替えるものとする。	（核物質防護規定） 第五十一条の二十三　（略） ２　第十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは、「廃棄物管理事業者」と読み替えるものとする。
（事業の廃止に伴う措置） 第五十一条の二十五　廃棄事業者は、その事業を廃止しようとするときは、廃棄物管理施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の経済産業省令で定める措置（以下この条及び次条において「廃止措置」という。）を講じなければならない。 ２　廃棄事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。 ３　第十二条の六第三項から第九項までの規定は、廃棄事業者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十一条の二十五第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第五十一	

改　正　後	改　正　前
条の二十五第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第五十一条の二十五第二項」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第五十一条の二第一項の許可」と読み替えるものとする。 （許可の取消し等に伴う措置） 第五十一条の二十六　廃棄事業者が第五十一条の十四の規定により許可を取り消されたとき、又は廃棄事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第五十一条の十二第一項若しくは第五十一条の十三第一項の規定による承継がなかつたときは、旧廃棄事業者等（第五十一条の十四の規定により許可を取り消された廃棄事業者又は廃棄事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第五十一条の十二第一項若しくは第五十一条の十三第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。）は、第五十一条の十、第五十一条の十五から第五十一条の十八まで及び第五十一条の二十から第五十一条の二十四までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお廃棄事業者とみなす。 ２　旧廃棄事業者等は、経済産業省令で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第五十一条の十四の規定により廃棄事業者としての許可を取り消された日又は廃棄事業者の解散若しくは死亡の日から経済産業省令で定める期間内に経済産業大臣に認可の申請をしなければならない。 ３　旧廃棄事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。 ４　第十二条の七第四項から第九項までの規定は旧廃棄事業者等の廃止措置について、第二十二条の九第四項の規定は旧廃棄事業者等（廃棄物管理事業者に係る者に限る。）について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第五十一条の二十六第二項」と読み替えるほか、第十二条の七第五項中「前条第四項」とあるのは「第五十一条の二十五第三項において準用する前条第四項」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第五十一条の二十五第三項において準用する前条第八項」と、第二十二条	

改　正　後	改　正　前
の九第四項中「第一項」とあるのは「第五十一条の二十六第一項」と、「加工事業者と」とあるのは「廃棄物管理事業者と」と、「第十六条の五」とあるのは「第五十一条の十」と読み替えるものとする。	
第五章の三　核燃料物質等の使用等に関する規制	第六章　核燃料物質等の使用等に関する規制
（許可の取消し等） 第五十六条　文部科学大臣は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十二条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて核燃料物質の使用の停止を命ずることができる。 一　第五十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。 二・三　（略） 四　第五十七条第一項、第五十七条の四又は第五十七条の五の技術上の基準に違反したとき。 五～十　（略） 十一　第五十七条の六第一項の規定に違反して核燃料物質のすべての使用を廃止したとき。 十二　第五十七条の六第二項の規定に違反したとき。 十三　第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。 十四　第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。 十五　第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。 十六　（略） 十七　第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。 十八・十九　（略）	（許可の取消し等） 第五十六条　文部科学大臣は、使用者が次の各号の一に該当するときは、第五十二条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて核燃料物質の使用の停止を命ずることができる。 一　第五十四条第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。 二・三　（略） 四　第五十七条第一項、第五十八条又は第五十九条の技術上の基準に違反したとき。 五～十　（略） 十一　削除 十二　第五十八条の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。 十三　第五十九条の二第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。 十四　第五十九条の三第二項の規定に違反したとき。 十五　（略） 十六　第六十二条第一項又は第二項の条件に違反したとき。 十七・十八　（略）

改　正　後	改　正　前
（保安規定） 第五十六条の三　（略） ２～５　（略） ６　第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第五十六条の三第五項」と、「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と読み替えるものとする。	（保安規定） 第五十六条の三　（略） ２～５　（略） ６　第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第五十六条の三第五項」と、「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第五十六条の三第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第五十六条の三第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。
（核物質防護規定） 第五十七条の二　（略） ２　第十二条の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「前項」とあるのは「第五十七条の二第一項」と、同条第三項中「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「製錬事業者」とあるのは「使用者」と、同条第四項中「製錬事業者」とあるのは「使用者」と、同条第五項中「製錬事業者」とあるのは「使用者」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第六項中「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と読み替えるものとする。	（核物質防護規定） 第五十七条の二　（略） ２　第十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、これらの規定中「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「製錬事業者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。
（廃棄の基準） 第五十七条の四　（略）	（廃棄の基準） 第五十八条　（略）

改　正　後	改　正　前
（運搬の基準） 第五十七条の五　使用者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬（使用施設等を設置した工場又は事業所内の運搬に限る。）について、文部科学省令で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。 （使用の廃止に伴う措置） 第五十七条の六　使用者は、核燃料物質のすべての使用を廃止しようとするときは、使用施設等の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の文部科学省令で定める措置（以下この条及び次条において「廃止措置」という。）を講じなければならない。 ２　使用者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。 ３　第十二条の六第三項から第九項までの規定は、使用者の廃止措置について準用する。この場合において、これらの規定中「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と読み替えるほか、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十七条の六第二項」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第五十七条の六第二項及び前項」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第五項中「第二項」とあるのは「第五十七条の六第二項」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第六項中「第二項」とあるのは「第五十七条の六第二項」と、同条第八項中「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第五十二条第一項の許可」と読み替えるものとする。 （許可の取消し等に伴う措置） 第五十七条の七　使用者が第五十六条の規定により許可を取り消されたとき、又は使用者が解散し、若しくは死亡したときは、旧使用者等（同条の規定に	

改　正　後	改　正　前
より許可を取り消された使用者又は使用者が解散したときの清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者若しくは死亡したときの相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。）は、第五十六条の二から第五十七条の五までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお使用者とみなす。 ２　旧使用者等は、文部科学省令で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第五十六条の規定により使用者としての許可を取り消された日又は使用者の解散若しくは死亡の日から文部科学省令で定める期間内に文部科学大臣に認可の申請をしなければならない。 ３　旧使用者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。 ４　第十二条の七第四項から第九項までの規定は、旧使用者等の廃止措置について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第五十七条の七第二項」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と読み替えるほか、同条第五項中「前条第四項」とあるのは「第五十七条の六第三項において準用する前条第四項」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第五十七条の六第三項において準用する前条第八項」と読み替えるものとする。 （核原料物質の使用の届出等） 第五十七条の八　核原料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 一　製錬事業者が核原料物質を製錬の事業の用に供する場合 二　第六十一条の三第一項の許可を受けた者が国際規制物資である核原料物質を当該許可を受けた使用の目的に使用する場合 三　放射能濃度又は含有するウラン若しくはトリウムの数量が政令で定める限度を超えない核原料物質を使用する場合	

改　正　後	改　正　前
2　前項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。 一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　使用の目的及び方法 三　核原料物質の種類 四　使用の場所 五　予定使用期間及び年間（予定使用期間が一年に満たない場合にあつては、その予定使用期間）の予定使用量 六　核原料物質の使用に係る施設の位置、構造及び設備の概要 3　第一項の規定による届出をした者（以下「核原料物質使用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、文部科学大臣に届け出なければならない。 4　核原料物質を使用する者は、核原料物質の使用（第一項第一号又は第三号に該当する使用を除く。次項において同じ。）については、文部科学省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。 5　文部科学大臣は、核原料物質の使用について前項の基準に適合していないと認めるときは、当該核原料物質を使用する者に対し、その基準に適合するように是正すべきことを命ずることができる。 6　核原料物質使用者は、文部科学省令で定めるところにより、核原料物質の使用に関し文部科学省令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。 7　核原料物質使用者は、当該届出に係る核原料物質のすべての使用を廃止したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。 8　核原料物質使用者が解散し、又は死亡したときは、その清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。	

改　正　後	改　正　前
第六章　原子力事業者等に関する規制等	
（廃棄に関する確認等） 第五十八条　製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。以下「原子力事業者等」という。）が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。次条第一項、第五十九条の二第一項及び第六十一条の二第一項において「工場等」という。）の外において廃棄する場合においては、主務省令（次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。以下この条において同じ。）で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。 一　製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。）　経済産業大臣 二　使用者（旧使用者等を含む。）　文部科学大臣 三　原子炉設置者（旧原子炉設置者等を含む。）　第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣 四　（略） 2　前項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、原子力事業者等は、その廃棄に関する措置が同項の規定に基づく主務省令の規定に適合することについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣（同項各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下この条において同じ。）の確認を受けなければならない。 3　第一項の場合において、主務大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて	（廃棄に関する確認等） 第五十八条の二　使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者（以下この条において「使用者等」という。）が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を使用施設等、製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設又は廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。第五十九条の二第一項、第五十九条の三第一項及び第六十六条第二項において「工場等」という。）の外において廃棄する場合においては、主務省令（次の各号に掲げる使用者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。以下この条において同じ。）で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない 一　使用者　文部科学大臣 二　製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者　経済産業大臣 三　原子炉設置者　第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣 四　（略） 2　前項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、使用者等は、その廃棄に関する措置が同項の規定に基づく主務省令の規定に適合することについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣（同項各号に掲げる使用者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下この条において同じ。）の確認を受けなければならない。 3　第一項の場合において、主務大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて

改　正　後	改　正　前
汚染された物の廃棄に関する措置が同項の規定に基づく主務省令の規定に違反していると認めるときは、原子力事業者等に対し、廃棄の停止その他保安のために必要な措置を命ずることができる。	汚染された物の廃棄に関する措置が同項の規定に基づく主務省令の規定に違反していると認めるときは、使用者等に対し、廃棄の停止その他保安のために必要な措置を命ずることができる。
４　（略）	４　（略）
	（運搬の基準） 第五十九条　使用者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬（使用施設等を設置した工場又は事業所内の運搬に限る。）について、文部科学省令で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。
（運搬に関する確認等） 第五十九条　原子力事業者等（原子力事業者等から運搬を委託された者を含む。以下この条において同じ。）は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を工場等の外において運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、運搬する物に関しては主務省令（次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。以下この条において同じ。）、その他の事項に関しては主務省令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令）で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置（当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置）を講じなければならない。	（運搬に関する確認等） 第五十九条の二　使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下この条において「使用者等」という。）は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を工場等の外において運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、運搬する物に関しては主務省令（次の各号に掲げる使用者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。以下この条において同じ。）、その他の事項に関しては主務省令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令）で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置（当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置）を講じなければならない。
一　製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。）並びにこれらの者から運搬を委託された者　経済産業大臣	一　使用者及び使用者から運搬を委託された者　文部科学大臣 二　製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及びこれらの者から運搬を委託された者　経済産業大臣

改　正　後	改　正　前
二　使用者（旧使用者等を含む。以下この号において同じ。）及び使用者から運搬を委託された者　文部科学大臣 三　原子炉設置者（旧原子炉設置者等を含む。以下この号において同じ。）及び当該原子炉設置者から運搬を委託された者　第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣 四　（略）	三　原子炉設置者及び当該原子炉設置者から運搬を委託された者　第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣 四　（略）
2　前項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止及び特定核燃料物質の防護のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、原子力事業者等は、その運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合することについて、運搬する物に関しては主務省令で定めるところにより主務大臣（同項各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下この条において同じ。）の、その他の事項に関しては主務省令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令）で定めるところにより主務大臣（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通大臣）の確認を受けなければならない。	2　前項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止及び特定核燃料物質の防護のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、使用者等は、その運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合することについて、運搬する物に関しては主務省令で定めるところにより主務大臣（前項各号に掲げる使用者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下この条において同じ。）の、その他の事項に関しては主務省令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令）で定めるところにより主務大臣（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通大臣）の確認を受けなければならない。
3　原子力事業者等は、運搬に使用する容器について、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けることができる。この場合において、主務大臣の承認を受けた容器（第六十一条の二十六において「承認容器」という。）については、第一項の技術上の基準のうち容器に関する基準は、満たされたものとする。	3　使用者等は、運搬に使用する容器について、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けることができる。この場合において、主務大臣の承認を受けた容器（第六十一条の二十六において「承認容器」という。）については、第一項の技術上の基準のうち容器に関する基準は、満たされたものとする。
4　第一項の場合において、主務大臣又は国土交通大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、原子力事業者等に対し、同項に規定する当該措置の区分に応じ、運搬の停止その他保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置を命ずることができる。	4　第一項の場合において、主務大臣又は国土交通大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、使用者等に対し、同項に規定する当該措置の区分に応じ、運搬の停止その他保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置を命ずることができる。
5　第一項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止し、及び特定核燃料物質を防護して公共の安全を図るため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、原子力事業者等は、内閣府令で定めるところにより、その旨を都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書（以下「運搬証明書」という。）の交付を受け	5　第一項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止し、及び特定核燃料物質を防護して公共の安全を図るため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、使用者等は、内閣府令で定めるところにより、その旨を都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書（以下「運搬証明書」という。）の交付を受けなけれ

改　正　後	改　正　前
なければならない。 ６・７　（略） ８　第一項に規定する場合において、運搬証明書の交付を受けたときは、原子力事業者等は、当該運搬証明書を携帯し、かつ、当該運搬証明書に記載された内容に従つて運搬しなければならない。 ９　運搬証明書の記載事項に変更を生じたときは、原子力事業者等は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく交付を受けた都道府県公安委員会に届け出て、その書換えを受けなければならない。 10　運搬証明書を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、原子力事業者等は、内閣府令で定めるところにより、その事由を付して交付を受けた都道府県公安委員会にその再交付を文書で申請しなければならない。 11～14　（略） 第五十九条の二　原子力事業者等は、特定核燃料物質が当該原子力事業者等の工場等から運搬され又は外国の工場等から当該原子力事業者等の工場等に運搬される場合で政令で定める場合においては、運搬が開始される前に、当該特定核燃料物質が発送人の工場等から搬出されてから受取人の工場等に搬入されるまでの間における当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者（本邦外において当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者を含む。）を明らかにし、当該特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転される時期及び場所その他の文部科学省令で定める事項について発送人、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者及び受取人の間で取決めが締結されるよう措置しなければならない。 ２　前項の場合において、原子力事業者等は、同項の運搬が開始される前に、同項に規定する取決めの締結について、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣の確認を受けなければならない。	ばならない。 ６・７　（略） ８　第一項に規定する場合において、運搬証明書の交付を受けたときは、使用者等は、当該運搬証明書を携帯し、かつ、当該運搬証明書に記載された内容に従つて運搬しなければならない。 ９　運搬証明書の記載事項に変更を生じたときは、使用者等は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく交付を受けた都道府県公安委員会に届け出て、その書換えを受けなければならない。 10　運搬証明書を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、使用者等は、内閣府令で定めるところにより、その事由を付して交付を受けた都道府県公安委員会にその再交付を文書で申請しなければならない。 11～14　（略） 第五十九条の三　使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者（以下この条において「使用者等」という。）は、特定核燃料物質が当該使用者等の工場等から運搬され又は外国の工場等から当該使用者等の工場等に運搬される場合で政令で定める場合においては、運搬が開始される前に、当該特定核燃料物質が発送人の工場等から搬出されてから受取人の工場等に搬入されるまでの間における当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者（本邦外において当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者を含む。）を明らかにし、当該特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転される時期及び場所その他の文部科学省令で定める事項について発送人、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者及び受取人の間で取決めが締結されるよう措置しなければならない。 ２　前項の場合において、使用者等は、同項の運搬が開始される前に、同項に規定する取決めの締結について、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣の確認を受けなければならない。

改　正　後	改　正　前
（受託貯蔵者） 第六十条　原子力事業者等（外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者及び廃棄事業者（旧使用済燃料貯蔵事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。）を除く。）から核燃料物質の貯蔵（使用済燃料の貯蔵を除く。）を委託された者（以下「受託貯蔵者」という。）は、当該核燃料物質を貯蔵する場合においては、主務省令（次の各号に掲げる受託貯蔵者の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。以下この条において同じ。）で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。 一　製錬事業者、加工事業者又は再処理事業者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等又は旧再処理事業者等を含む。）から当該核燃料物質の貯蔵を委託された者　経済産業大臣 二　使用者（旧使用者等を含む。）から当該核燃料物質の貯蔵を委託された者　文部科学大臣 三　原子炉設置者（旧原子炉設置者等を含む。）から当該核燃料物質の貯蔵を委託された者　第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣 ２～４　（略）	（受託貯蔵者） 第六十条　製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者又は使用者から核燃料物質の貯蔵（使用済燃料の貯蔵を除く。）を委託された者（以下「受託貯蔵者」という。）は、当該核燃料物質を貯蔵する場合においては、主務省令（次の各号に掲げる受託貯蔵者の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。以下この条において同じ。）で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。 一　製錬事業者、加工事業者又は再処理事業者から当該核燃料物質の貯蔵を委託された者　経済産業大臣 二　使用者から当該核燃料物質の貯蔵を委託された者　文部科学大臣 三　原子炉設置者から当該核燃料物質の貯蔵を委託された者　第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣 ２～４　（略）
（譲渡し及び譲受けの制限） 第六十一条　核燃料物質は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。ただし、国際約束に基づき国が核燃料物質を譲り受け、若しくはその核燃料物質を譲り渡し、又は国からその核燃料物質を譲り受ける場合は、この限りでない。 一～八　（略） 九　旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等又は旧使用者等が、第十二条の七第二項、第二十二条の九第二項、第四十三条の三の三第二項、第五十一条第二項、第五十一条の二十六第二項又は第五十七条の七第二項の認可を受けた廃止措置計画（第十二条の七第四項又は第六項（これらの規定を第二十二条の九	（譲渡し及び譲受けの制限） 第六十一条　核燃料物質は、次の各号の一に該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。ただし、国際約束に基づき国が核燃料物質を譲り受け、若しくはその核燃料物質を譲り渡し、又は国からその核燃料物質を譲り受ける場合は、この限りでない。 一～八　（略） 九　第六十六条第一項の規定に基づく主務省令で定めるところにより、核燃料物質を譲り渡し、又はその核燃料物質を譲り受ける場合

改　正　後	改　正　前
第五項、第四十三条の三の三第四項、第五十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七条の七第四項において準用する場合を含む。）の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて核燃料物質を譲り渡し、又はその核燃料物質を譲り受ける場合 十　（略）	十　（略）
（放射能濃度についての確認等） 第六十一条の二　原子力事業者等は、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして主務省令（次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣（以下この条において「主務大臣」という。）の発する命令をいう。以下この条において同じ。）で定める基準を超えないことについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣の確認を受けることができる。 一　製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。）　経済産業大臣 二　使用者（旧使用者等を含む。）　文部科学大臣 三　原子炉設置者（旧原子炉設置者等を含む。）　第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣 四　外国原子力船運航者　国土交通大臣 ２　前項の確認を受けようとする者は、主務省令で定めるところによりあらかじめ主務大臣の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、その確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、その結果を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。 ３　第一項の規定により主務大臣の確認を受けた物は、この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の政令で定める法令の適用については、核燃料物質によつて汚染された物でないもの	（核原料物質の使用の届出等） 第六十一条の二　核原料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。 一　製錬事業者が核原料物質を製錬の事業の用に供する場合 二　第六十一条の三第一項の許可を受けた者が国際規制物資である核原料物質を当該許可を受けた使用の目的に使用する場合 三　放射能濃度又は含有するウラン若しくはトリウムの数量が政令で定める限度を超えない核原料物質を使用する場合 ２　前項の規定により届出をしようとする者は、次の事項を記載した書類を文部科学大臣に提出しなければならない。 一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　使用の目的及び方法 三　核原料物質の種類 四　使用の場所 五　予定使用期間並びに年間（予定使用期間が一年に満たない場合にあつては、その予定使用期間）予定使用量 六　核原料物質の使用に係る施設の位置、構造及び設備の概要 ３　第一項の規定による届出をした者（以下「核原料物質使用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、文部科学大臣に届け出なければならない。 ４　核原料物質を使用する者は、核原料物質の使用（第一項第一号又は第三号に該当する使用を除く。次項において同じ。）については、文部科学省令で

改　正　後	改　正　前
として取り扱うものとする。 ４　経済産業大臣は、製錬事業者、加工事業者、特定原子炉設置者（原子炉設置者のうち実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る者をいう。以下この項において同じ。）、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等（特定原子炉設置者に係る者に限る。）、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。）に係る第一項の確認に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。 ５　機構は、前項の規定により確認に関する事務の一部を行つたときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。	定める技術上の基準に従つてしなければならない。 ５　文部科学大臣は、核原料物質の使用について前項の基準に適合していないと認めるときは、当該核原料物質を使用する者に対し、その基準に適合するように是正すべきことを命ずることができる。 ６　核原料物質使用者は、文部科学省令で定めるところにより、核原料物質の使用に関し文部科学省令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。 （海洋投棄の制限） 第六十一条の二の二　核原料物質、核燃料物質又はこれらによつて汚染された物は、次の各号の一に該当する場合のほか、海洋投棄をしてはならない。 一　使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者又は廃棄事業者が第五十八条の二第二項の規定による確認を受けた場合（第六十六条第一項に規定する者が同条第二項において準用する第五十八条の二第二項の規定による確認を受けた場合を含む。） 二　次項から第五項までに規定する者がこれらの規定において準用する第五十八条の二第二項の規定による確認を受けた場合 三　人命又は船舶、航空機若しくは人工海洋構築物の安全を確保するためやむを得ない場合 ２　第五十八条の二の規定は、製錬事業者（第十条の規定により指定を取り消された者及び第六十五条第一項又は第三項の規定により届出をしなければならない者を含む。第五項において同じ。）が核原料物質又は核原料物質によつて汚染された物の海洋投棄をする場合に準用する。 ３　第五十八条の二の規定は、廃棄事業者（第五十一条の十四の規定により許

改　正　後	改　正　前
	可を取り消された者及び第六十五条第一項又は第三項の規定により届出をしなければならない者を含む。第五項において同じ。）が核原料物質又は核原料物質によつて汚染された物の海洋投棄をする場合に準用する。 ４　第五十八条の二第二項の規定は、核原料物質使用者又は次条第一項の許可を受けた者（前条第一項第三号に該当する核原料物質である国際規制物資を使用する者を除く。）が核原料物質又は核原料物質によつて汚染された物の海洋投棄をする場合に準用する。この場合において、第五十八条の二第二項中「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「主務大臣（前項各号に掲げる使用者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「文部科学大臣」と読み替えるものとする。 ５　第五十八条の二第二項並びに前条第四項及び第五項の規定は、第六十一条の六の規定により次条第一項の許可を取り消された者又は第六十五条第一項若しくは第四項の規定により届出をしなければならない者（製錬事業者及び廃棄事業者を除く。）が核原料物質又は核原料物質によつて汚染された物の海洋投棄をする場合に準用する。この場合において、第五十八条の二第二項中「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「主務大臣（前項各号に掲げる使用者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「文部科学大臣」と読み替えるものとする。 ６　この条において、「海洋投棄」とは、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄する目的で物を燃焼させることをいう。ただし、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に当該船舶、航空機若しくは人工海洋構築物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄する目的で当該船舶若しくは人工海洋構築物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を燃焼させることを除く。
（使用の許可及び届出等） 第六十一条の三　国際規制物資を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。	（使用の許可及び届出等） 第六十一条の三　国際規制物資を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

改　正　後	改　正　前
一～五　（略） 六　旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等が第十二条の七第九項（第二十二条の九第五項、第四十三条の三の三第四項、第五十一条第四項及び第五十七条の七第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を使用する場合 ２　（略） ３　核原料物質について第一項の許可を受けようとする者は、前項の申請書に第五十七条の八第二項第六号の事項を記載した書類を添付しなければならない。ただし、同条第一項第三号に該当する場合は、この限りでない。 ４　第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する者は、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、その使用する国際規制物資の種類及び数量並びに予定使用期間を文部科学大臣に届け出なければならない。 ５・６　（略） ７　第一項第六号に該当する場合には、旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、文部科学省令で定めるところにより、第十条若しくは第四十六条の七の規定により製錬事業者若しくは再処理事業者としての指定を取り消された日若しくは第二十条、第三十三条第一項若しくは第二項若しくは第五十六条の規定により加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から文部科学省令で定める期間内に、その使用する国際規制物資の種類及び数量並びに予定使用期間を文部科学大臣に届け出なければならない。 ８　旧使用済燃料貯蔵事業者等は、第四十三条の二十八第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間において国際規制物資を貯蔵する場合には、文部科学省令で定めるところにより、第四十三条の十六の規定により使用済燃料貯蔵事業者としての許可を取り消された日又は使用済燃料貯蔵事業者の解散若しくは死亡の日から文部科学省令で定める期間内に、その貯蔵する国際規制物資の種類及び数量並びに予定され	一～五　（略） ２　（略） ３　核原料物質について第一項の許可を受けようとする者は、前項の申請書に第六十一条の二第二項第六号の事項を記載した書類を添付しなければならない。ただし、同条第一項第三号に該当する場合は、この限りでない。 ４　第一項各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者は、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、その使用する国際規制物資の種類及び数量並びに予定使用期間を文部科学大臣に届け出なければならない。 ５・６　（略）

改　正　後	改　正　前
る貯蔵の期間を文部科学大臣に届け出なければならない。 ９　旧廃棄事業者等は、第五十一条の二十六第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間において国際規制物資を廃棄する場合には、文部科学省令で定めるところにより、第五十一条の十四の規定により廃棄事業者としての許可を取り消された日又は廃棄事業者の解散若しくは死亡の日から文部科学省令で定める期間内に、その廃棄する国際規制物資の種類及び数量並びに予定される廃棄の期間を文部科学大臣に届け出なければならない。	
（許可の取消し等） 第六十一条の六　文部科学大臣は、国際規制物資使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十一条の三第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて国際規制物資の使用の停止を命ずることができる。 一　第六十一条の四第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。 二・三　（略） 四　第六十二条の二第二項の条件に違反したとき。	（許可の取消し等） 第六十一条の六　文部科学大臣は、国際規制物資使用者が次の各号の一に該当するときは、第六十一条の三第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて国際規制物資の使用の停止を命ずることができる。 一　第六十一条の四第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。 二・三　（略） 四　第六十二条第二項の条件に違反したとき。
（記録） 第六十一条の七　国際規制物資を使用している者（国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者（旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。以下この条において同じ。）及び国際規制物資を廃棄している廃棄事業者（旧廃棄事業者等を含む。以下この条において同じ。）を含む。第六十一条の九、第六十七条第一項、第六十八条第十五項から第十八項まで、第七十八条第二十九号及び第八十条第十号において同じ。）は、文部科学省令で定めるところにより、国際規制物資の使用（使用済燃料貯蔵事業者による国際規制物資の貯蔵及び廃棄事業者による国際規制物資の廃棄を含む。次条第一項及び第六十一条の十において同じ。）に関し文部科学省令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所（船舶に設置する原子炉に係る場合にあつては、その船舶。第六十一条の八の二第二項第一号、第六十一条の二十三の七第三項、第六	（記録） 第六十一条の七　国際規制物資を使用している者（国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者及び国際規制物資を廃棄している廃棄事業者を含む。第六十一条の九及び第六十八条第十五項から第十八項までにおいて同じ。）は、文部科学省令で定めるところにより、国際規制物資の使用（使用済燃料貯蔵事業者による国際規制物資の貯蔵及び廃棄事業者による国際規制物資の廃棄を含む。次条第一項及び第六十一条の十において同じ。）に関し文部科学省令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所（船舶に設置する原子炉に係る場合にあつては、その船舶。第六十一条の八の二第二項第一号、第六十一条の二十三の七第三項、第六十八条（第二項及び第五項を除く。）及び第七十一条第二項において同じ。）に備えて置かなければならない。

改　正　後	改　正　前
十八条（第二項及び第五項を除く。）、第七十一条第二項及び第七十二条第三項において同じ。）に備えて置かなければならない。	
（計量管理規定） 第六十一条の八　国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者並びに同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者（以下「国際規制物資使用者等」という。）は、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するため、文部科学省令で定めるところにより、計量管理規定を定め、国際規制物資の使用開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 ２～４　（略）	（計量管理規定） 第六十一条の八　国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号（第一号を除く。）の一に該当する場合における当該各号に規定する者並びに同条第五項及び第六項に規定する者（以下「国際規制物資使用者等」という。）は、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するため、文部科学省令で定めるところにより、計量管理規定を定め、国際規制物資の使用開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 ２～４　（略）
（使用の廃止等の届出） 第六十一条の九の二　国際規制物資使用者は、国際規制物資のすべての使用を廃止したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。 ２　前項の規定による届出をしたときは、第六十一条の三第一項の許可は、その効力を失う。 ３　国際規制物資使用者が解散したときの清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者又は死亡したときの相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。	
（使用の廃止等に伴う措置） 第六十一条の九の三　旧国際規制物資使用者等（第六十一条の六の規定により許可を取り消された国際規制物資使用者又は前条第一項若しくは第三項の規定により届出をしなければならない者をいう。次項において同じ。）は、	

改　正　後	改　正　前
文部科学省令で定めるところにより、国際規制物資を譲り渡す等の措置を講じなければならない。 ２　旧国際規制物資使用者等は、第六十一条の六の規定により国際規制物資使用者としての許可を取り消された日、国際規制物資のすべての使用を廃止した日又は国際規制物資使用者が解散し、若しくは死亡した日からそれぞれ三十日以内に、前項の規定により講じた措置を文部科学大臣に報告しなければならない。	
（国際特定活動の届出） 第六十一条の九の四　（略） ２　前項の規定により届出をしようとする者は、次の事項を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。 一～五　（略） ３　（略） ４　国際特定活動実施者は、当該届出に係るすべての国際特定活動を終えたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。 ５　国際特定活動実施者が解散したときの清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者又は死亡したときの相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。	（国際特定活動の届出） 第六十一条の九の二　（略） ２　前項の規定により届出をしようとする者は、次の事項を記載した書類を文部科学大臣に提出しなければならない。 一～五　（略） ３　（略）
（指定の取消し等） 第六十一条の二十三の十六　文部科学大臣は、指定保障措置検査等実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十一条の二十三の二の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて保障措置検査等実施業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一～五　（略） 六　第六十二条の二第一項の条件に違反したとき。	（指定の取消し等） 第六十一条の二十三の十六　文部科学大臣は、指定保障措置検査等実施機関が次の各号の一に該当するときは、第六十一条の二十三の二の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて保障措置検査等実施業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一～五　（略） 六　第六十二条第一項の条件に違反したとき。

改　正　後	改　正　前
（機構の行う廃棄確認） 第六十一条の二十五　経済産業大臣は、機構に、第五十一条の六第二項及び第五十八条第二項の確認（同条第一項第一号及び第三号（実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る部分に限る。）に掲げる者に係るものに限る。）を行わせるものとする。 ２　文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、機構に、第五十八条第二項の確認（同条第一項第二号及び第三号（第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係る部分に限る。）に掲げる者に係るものに限る。）を行わせることができる。	（機構の行う廃棄確認） 第六十一条の二十五　経済産業大臣は、機構に、次に掲げる確認を行わせるものとする。 一　第五十一条の六第二項及び第五十八条の二第二項（同条第一項第二号及び第三号（実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る部分に限る。）に掲げる者に係る部分に限る。）の確認 二　第六十一条の二の二第二項及び第三項において準用する第五十　八条の二第二項の確認 三　第六十六条第二項において準用する第五十八条の二第二項の確認（製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び原子炉設置者（実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る者に限る。）に係る事項に係るものに限る。） ２　文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、機構に、次に掲げる確認を行わせることができる。 一　第五十八条の二第二項の確認（同条第一項第一号及び第三号（第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係る部分に限る。）に掲げる者に係るものに限る。） 二　第六十一条の二の二第四項及び第五項において準用する第五十　八条の二第二項の確認 三　第六十六条第二項において準用する第五十八条の二第二項の確認（使用者、国際規制物資使用者及び原子炉設置者（第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係る者に限る。）に係る事項に係るものに限る。）
（機構の行う運搬物確認） 第六十一条の二十六　経済産業大臣は、機構に、承認容器による運搬物に係る第五十九条第二項の確認（同条第一項第一号及び第三号（実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る部分に限る。）に掲げる者に係るものに限る。）を行わせるものとする。 ２　文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、機構に、承認容器	（機構の行う運搬物確認） 第六十一条の二十六　経済産業大臣は、機構に、次に掲げる確認（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬については、運搬する物に係るものに限る。）を行わせるものとする。 一　承認容器による運搬物に係る第五十九条の二第二項の確認（同条第一項第二号及び第三号（実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲

改　正　後	改　正　前
による運搬物に係る第五十九条第二項の確認（同条第一項第二号及び第三号（第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係る部分に限る。）に掲げる者に係るものに限る。）を行わせることができる。 ３　前二項の規定による機構の確認は、鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬については、運搬する物に係る確認に限るものとする。	げる原子炉に係る部分に限る。）に掲げる者に係るものに限る。） 二　第六十六条第二項において準用する第五十九条の二第二項の確認（承認容器による運搬物に係るものに限り、かつ、製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び原子炉設置者（実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る者に限る。）並びにこれらの者から運搬を委託された者に係る事項に係るものに限る。） ２　文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、機構に、次に掲げる確認（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬については、運搬する物に係るものに限る。）を行わせることができる。 一　承認容器による運搬物に係る第五十九条の二第二項の確認（同条第一項第一号及び第三号（第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係る部分に限る。）に掲げる者に係るものに限る。） 二　第六十六条第二項において準用する第五十九条の二第二項の確認（承認容器による運搬物に係るものに限り、かつ、使用者、国際規制物資使用者及び原子炉設置者（第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係る者に限る。）並びにこれらの者から運搬を委託された者に係る事項に係るものに限る。）
（機構の行う運搬方法確認） 第六十一条の二十七　国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、機構に、第五十九条第二項の確認（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に係る確認（運搬する物に係る確認を除く。）に限る。）であつて国土交通省令で定めるものを行わせることができる。	（機構の行う運搬方法確認） 第六十一条の二十七　国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、機構に、第五十九条の二第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の確認（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に係る確認（運搬する物に係る確認を除く。）に限る。）であつて国土交通省令で定めるものを行わせることができる。
（海洋投棄の制限） 第六十二条　核原料物質若しくは核燃料物質又はこれらによつて汚染された物は、海洋投棄をしてはならない。ただし、人命又は船舶、航空機若しくは人工海洋構築物の安全を確保するためやむを得ない場合は、この限りでない。	

改　正　後	改　正　前
２　前項において「海洋投棄」とは、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄する目的で物を燃焼させることをいう。ただし、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に当該船舶、航空機若しくは人工海洋構築物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄する目的で当該船舶若しくは人工海洋構築物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を燃焼させることを除く。 （指定又は許可の条件） 第六十二条の二　（略） （主務大臣等への報告） 第六十二条の三　原子力事業者等（核原料物質使用者を含む。以下この条において同じ。）は、製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設、使用施設等又は核原料物質の使用に係る施設（以下この条において「製錬施設等」という。）に関し人の障害が発生した事故（人の障害が発生するおそれのある事故を含む。）、製錬施設等の故障その他の主務省令（次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣（以下この条において「主務大臣」という。）の発する命令（第五十九条第五項の規定による届出をした場合については、内閣府令）をいう。以下この条において同じ。）で定める事象が生じたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、事象の状況その他の主務省令で定める事項を主務大臣（同項の規定による届出をした場合については、都道府県公安委員会）に報告しなければならない。 一　製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。）　経済産業大臣（第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては経済産業大臣及び国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土	（指定又は許可の条件） 第六十二条　（略）

改　正　後	改　正　前
交通大臣） 二　使用者（旧使用者等を含む。）　文部科学大臣（第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては文部科学大臣及び国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣） 三　原子炉設置者（旧原子炉設置者等を含む。）　第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣（第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては第二十三条第一項各号に定める大臣及び国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣） 四　外国原子力船運航者　国土交通大臣 五　核原料物質使用者　文部科学大臣	
（警察官等への届出） 第六十三条　原子力事業者等（原子力事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者を含む。）は、その所持する核燃料物質について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。	（事故届） 第六十三条　製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（第六十六条第一項に規定する者を含む。次条第一項において同じ。）並びにこれらの者から運搬を委託された者及び受託貯蔵者は、その所持する核燃料物質について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。
（危険時の措置） 第六十四条　原子力事業者等（原子力事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者を含む。以下この条において同じ。）は、その所持する核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉に関し、地震、火災その他の災害が起こつたことにより、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、主務省令（第三項各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。）で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。	（危険時の措置） 第六十四条　製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（以下この条において「事業者等」という。）並びに事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者は、その所持する核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉に関し、地震、火災その他の災害が起こつたことにより、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、主務省令（第三項各号に掲げる事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発

改　正　後	改　正　前
	する命令をいう。）で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。
2　（略）	2　（略）
3　文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第一項の場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の所在場所の変更その他核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。	3　文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第一項の場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、次の各号に掲げる事業者等の区分に応じ、製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の所在場所の変更その他核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。
一　製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。）並びにこれらの者から運搬を委託された者　経済産業大臣（第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては同項に規定する区分に応じ経済産業大臣又は国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣）	一　製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者　経済産業大臣（第五十九条の二第一項に規定する運搬に係る場合にあつては同項に規定する区分に応じ経済産業大臣又は国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣）
二　使用者（旧使用者等を含む。以下この号において同じ。）及び使用者から運搬を委託された者　文部科学大臣（第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては同項に規定する区分に応じ文部科学大臣又は国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣）	二　使用者及び使用者から運搬を委託された者　文部科学大臣（第五十九条の二第一項に規定する運搬に係る場合にあつては同項に規定する区分に応じ文部科学大臣又は国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣）
三　原子炉設置者（旧原子炉設置者等を含む。以下この号において同じ。）及び当該原子炉設置者から運搬を委託された者　第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣（第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては同項に規定する区分に応じ第二十三条第一項各号に定める大臣又は国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣）	三　原子炉設置者及び当該原子炉設置者から運搬を委託された者　第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣（第五十九条の二第一項に規定する運搬に係る場合にあつては同項に規定する区分に応じ第二十三条第一項各号に定める大臣又は国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣）
四・五　（略）	四・五　（略）

改　正　後	改　正　前
	（事業の廃止等の届出） 第六十五条　製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者がその事業を廃止し、原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者が当該許可に係る原子炉のすべての運転を廃止し、使用者が当該許可に係る核燃料物質のすべての使用を廃止し、核原料物質使用者が当該届出に係る核原料物質のすべての使用を廃止し、国際規制物資使用者が当該許可に係る国際規制物資のすべての使用を廃止し、又は国際特定活動実施者が当該届出に係るすべての国際特定活動を終えたときは、その製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用者、核原料物質使用者、国際規制物資使用者又は国際特定活動実施者は、主務省令（この項に規定する主務大臣の発する命令をいう。以下この条及び次条において同じ。）で定めるところにより、その旨を主務大臣（製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者に係る事項については経済産業大臣、使用者、核原料物質使用者、国際規制物資使用者及び国際特定活動実施者に係る事項については文部科学大臣、原子炉設置者に係る事項については第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ当該各号に定める大臣、外国原子力船運航者に係る事項については国土交通大臣をいう。以下この条、次条及び第六十六条の四において同じ。）に届け出なければならない。 ２　前項の規定による届出をしたときは、第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定又は第十三条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第四十三条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十二条第一項若しくは第六十一条の三第一項の許可は、その効力を失う。 ３　製錬事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第八条第一項若しくは第九条第一項の規定による承継がなかつたとき、加工事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第十八条第一項若しくは第十九条第一項の規定による承継がなかつたとき、原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項の規定による承継がなかつたとき、使用済燃料貯蔵事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三条の十四第一項若しくは第四十三条の十五第一項の規定による承継がなかつたとき、再処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合

改　正　後	改　正　前
	において、第四十六条の五第一項若しくは第四十六条の六第一項の規定による承継がなかつたとき、又は廃棄事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第五十一条の十二第一項若しくは第五十一条の十三第一項の規定による承継がなかつたときは、それぞれその清算人若しくは破産管財人又は相続人に代わつて相続財産を管理する者は、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。 ４　使用者、核原料物質使用者、国際規制物資使用者又は国際特定活動実施者が解散し、又は死亡したときは、その清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者は、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。 （指定又は許可の取消し、事業の廃止等に伴う措置） 第六十六条　第十条若しくは第四十六条の七の規定により指定を取り消された製錬事業者若しくは再処理事業者、第二十条、第三十三条、第四十三条の十六、第五十一条の十四、第五十六条若しくは第六十一条の六の規定により許可を取り消された加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、廃棄事業者、使用者若しくは国際規制物資使用者又は前条第一項、第三項若しくは第四項の規定により届出をしなければならない者（核原料物質使用者及び国際特定活動実施者並びにこれらの者に係る前条第四項の者を除く。）は、主務省令で定めるところにより、核燃料物質を譲り渡し、核燃料物質による汚染を除去し、若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物を廃棄し、又は国際規制物資（核燃料物質を除く。）を譲り渡す等の措置を講じなければならない。 ２　第五十七条第一項、第五十八条及び第五十八条の二の規定は前項に規定する者が核燃料物質を貯蔵し、又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する場合について、第五十七条第二項及び第三項の規定は前項に規定する者が特定核燃料物質を取り扱う場合について、第五十九条及び第五十九条の二の規定は同項に規定する者及びこれらの者から運搬を委託された者が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬する場合

改　正　後	改　正　前
	について、第五十九条の三の規定は同項に規定する者の工場等から特定核燃料物質が運搬される場合について、第六十条第一項の規定は前項に規定する者から貯蔵を委託された者（使用済燃料貯蔵事業者を除く。）が核燃料物質を貯蔵する場合について、同条第二項及び第三項の規定は前項に規定する者から貯蔵を委託された者（使用済燃料貯蔵事業者を除く。）が特定核燃料物質を貯蔵する場合について準用する。 ３　第一項に規定する者は、指定若しくは許可を取り消された日、製錬、加工、使用済燃料の貯蔵、再処理、廃棄物埋設若しくは廃棄物管理の事業を廃止した日、原子炉のすべての運転若しくは核燃料物質若しくは国際規制物資のすべての使用を廃止した日又は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは国際規制物資使用者が解散し、若しくは死亡した日からそれぞれ三十日以内に、同項の規定により講じた措置を主務大臣に報告しなければならない。 ４　主務大臣は、第一項に規定する者の講じた同項の措置が適切でないと認めるときは、同項に規定する者に対し、次に掲げる措置を講ずることを命ずることができる。 一　核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するために必要な措置 二　特定核燃料物質の防護のために必要な措置（当該核燃料物質に特定核燃料物質を含む場合で政令で定める場合に限る。）
（事務規程） 第六十五条　（略） 一　（略） 二　第六十一条の二第四項に規定する確認に関する事務の一部　経済産業大臣 三～五　（略） 六　第六十一条の二十五第一項に規定する確認　経済産業大臣 七　第六十一条の二十五第二項に規定する確認　文部科学大臣 八　第六十一条の二十六第一項に規定する確認　経済産業大臣	（事務規程） 第六十六条の二　（略） 一　（略） 二～四　（略） 五　第六十一条の二十五第一項各号に掲げる確認　経済産業大臣 六　第六十一条の二十五第二項各号に掲げる確認　文部科学大臣 七　第六十一条の二十六第一項各号に掲げる確認　経済産業大臣

改　正　後	改　正　前
九　第六十一条の二十六第二項に規定する確認　文部科学大臣 十　（略） ２・３　（略）	八　第六十一条の二十六第二項各号に掲げる確認　文部科学大臣 九　（略） ２・３　（略）
（検査等事務を実施する者） 第六十六条　（略）	（検査等事務を実施する者） 第六十六条の三　（略）
（主務大臣等に対する申告） 第六十六条の二　原子力事業者等（外国原子力船運航者を除く。以下この条において同じ。）がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、原子力事業者等の従業者は、その事実を次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ当該各号に定める大臣又は原子力安全委員会に申告することができる。 一　製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。）　経済産業大臣 二　使用者（旧使用者等を含む。）　文部科学大臣 三　原子炉設置者（旧原子炉設置者等を含む。）　第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣 ２　原子力事業者等は、前項の申告をしたことを理由として、その従業者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。	（主務大臣等に対する申告） 第六十六条の四　製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、これらの者の従業者は、その事実を主務大臣又は原子力安全委員会に申告することができる。 ２　製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者は、前項の申告をしたことを理由として、その従業者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
（報告徴収） 第六十七条　文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（都道府県公安委員会にあつては、第五十九条第六項の規定）の施行に必要な限度において、原子力事業者等（核原料物質使用者、国	（報告徴収） 第六十七条　文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（都道府県公安委員会にあつては、第五十九条の二第六項の規定）の施行に必要な限度において、製錬事業者、加工事業者、原子炉設

改　正　後	改　正　前
際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者を含む。）に対し、第六十四条第三項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者については文部科学大臣とし、第五十九条第五項に規定する届出をした場合については都道府県公安委員会とする。）に応じ、その業務に関し報告をさせることができる。	置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者、核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者又は国際特定活動実施者に対し、第六十四条第三項各号に掲げる事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者については、文部科学大臣とし、第五十九条の二第五項に規定する届出をした者については、都道府県公安委員会とする。）に応じ、政令で定めるところにより、その業務に関し報告をさせることができる。
2　文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、前項の規定による報告の徴収のほか、同項の規定により原子力事業者等（外国原子力船運航者を除き、使用者及び旧使用者等にあつては、第五十六条の三第一項の規定により保安規定を定めなければならないこととされているものに限る。以下この項において同じ。）に報告をさせた場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するため特に必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、原子力事業者等の設置する製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等の保守点検を行つた事業者に対し、必要な報告をさせることができる。	2　文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、前項の規定による報告の徴収のほか、同項の規定により製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者（第五十六条の三第一項の規定により保安規定を定めなければならないこととされているものに限る。）に報告をさせた場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するため特に必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、これらの者の設置する製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等の保守点検を行つた事業者に対し、必要な報告をさせることができる。
3　文部科学大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構に対し、第六十五条第一項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、その業務に関し報告をさせることができる。	3　文部科学大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構に対し、第六十六条の二第一項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、その業務に関し報告をさせることができる。
4　文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第一項及び前項の規定による報告の徴収のほか、第六十二条第一項の規定の施行に必要な限度において、船舶の船長その他の関係者に対し、必要な報告をさせることができる。	4　文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第一項及び前項の規定による報告の徴収のほか、第六十一条の二の二第一項の規定の施行に必要な限度において、船舶の船長その他の関係者に対し、必要な報告をさせることができる。
5　（略）	5　（略）
（原子力施設検査官、原子力保安検査官及び核物質防護検査官）	（原子力施設検査官及び原子力保安検査官）
第六十七条の二　文部科学省及び経済産業省に、原子力施設検査官、原子力保安検査官及び核物質防護検査官を置く。	第六十七条の二　文部科学省及び経済産業省に、原子力施設検査官及び原子力保安検査官を置く。

改　正　後	改　正　前
２　（略） ３　文部科学省の原子力保安検査官は第三十七条第五項又は第五十六条の三第五項の検査（第三十七条第五項の検査については、第二十三条第一項第三号及び第五号の原子炉に係るものに限る。）に関する事務に、経済産業省の原子力保安検査官は第十二条第五項、第二十二条第五項、第三十七条第五項、第四十三条の二十第五項、第五十条第五項又は第五十一条の十八第六項の検査（第三十七条第五項の検査については、実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係るものに限る。）に関する事務に、それぞれ従事する。 ４　文部科学省の核物質防護検査官は第四十三条の二第二項又は第五十七条の二第二項において準用する第十二条の二第五項の検査（第四十三条の二第二項において準用する第十二条の二第五項の検査については、第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係るものに限る。）に関する事務に、経済産業省の核物質防護検査官は第十二条の二第五項（第二十二条の六第二項、第四十三条の二第二項、第四十三条の二十五第二項、第五十条の三第二項及び第五十一条の二十三第二項において準用する場合を含む。）の検査（第四十三条の二第二項において準用する第十二条の二第五項の検査については、実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係るものに限る。）に関する事務に、それぞれ従事する。 ５　原子力施設検査官、原子力保安検査官及び核物質防護検査官の定数及び資格に関し必要な事項は、政令で定める。	２　（略） ３　文部科学省の原子力保安検査官は第三十七条第五項又は第五十六条の三第五項の検査（第三十七条第五項の検査については、第二十三条第一項第三号及び第五号の原子炉に係るものに限る。）に関する事務に、経済産業省の原子力保安検査官は第十二条第五項、第二十二条第五項、第三十七条第五項、第四十三条の二十第五項、第五十条第五項又は第五十一条の十八第六項の検査（第三十七条第五項の検査については、第二十三条第一項第一号及び第四号の原子炉に係るものに限る。）に関する事務に、それぞれ従事する。 ４　原子力施設検査官及び原子力保安検査官の定数及び資格に関し必　要な事項は、政令で定める。
（立入検査等） 第六十八条　文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣にあつては第六十四条第三項各号に掲げる原子力事業者等の区分（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者については、第六十四条第三項各号の当該区分にかかわらず、文部科学大臣とする。）に応じこの法律の規定、	（立入検査等） 第六十八条　文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣にあつては第六十四条第三項各号に掲げる事業者等の区分（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項及び第六項に規定する者並びに国際特定活動実施者については、第六十四条第三項各号の当該区分にかかわらず、文部科学大臣とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては

改　正　後	改　正　前
都道府県公安委員会にあつては第五十九条第六項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。	第五十九条の二第六項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者若しくは同条第五項若しくは第六項に規定する者又は国際特定活動実施者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。
2　文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、この法律（文部科学大臣にあつては第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉並びにその附属施設に係る第二十八条の二第一項の規定並びに第五十五条の三第一項の規定、国土交通大臣にあつては実用舶用原子炉及びその附属施設に係る第二十八条の二第一項の規定）の施行に必要な限度において、その職員に、第十六条の四第一項、第二十八条の二第一項、第四十三条の十第一項、第四十六条の二第一項、第五十一条の九第一項若しくは第五十五条の三第一項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。	2　文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、この法律（文部科学大臣にあつては第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉並びにその附属施設に係る第二十八条の二第一項の規定並びに第五十五条の三第一項の規定、国土交通大臣にあつては実用舶用原子炉及びその附属施設に係る第二十八条の二第一項の規定）の施行に必要な限度において、その職員に、第十六条の四第一項、第二十八条の二第一項、第四十三条の十第一項、第四十六条の二第一項、第五十一条の九第一項若しくは第五十五条の三第一項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
3　文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第一項の規定による立入検査のほか、第六十二条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。	3　文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第一項の規定による立入検査のほか、第六十一条の二の二第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。
4　（略）	4　（略）
5　文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第六十五条第一項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。	5　文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第六十六条の二第一項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
6　（略）	6　（略）

改　正　後	改　正　前
7　文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第六十五条第一項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、必要があると認めるときは、機構に、第一項から第三項までの規定による立入検査、質問又は収去（以下「立入検査等」という。）を行わせることができる。 8～11　（略） 12　国際原子力機関の指定する者又は国際規制物資の供給当事国政府の指定する者は、文部科学大臣の指定するその職員（第七十四条の二第一項の規定により保障措置検査を行い、又は同条第二項の規定により立入検査を行う経済産業省又は国土交通省の職員を含む。次項、第十七項及び第十八項において同じ。）又は第六十一条の二十三の七第二項の規定により保障措置検査を行う保障措置検査員の立会いの下に、国際約束で定める範囲内において、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者又は同条第五項、第六項、第八項若しくは第九項に規定する者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査し、関係者に質問し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することができる。 13～19　（略） （秘密保持義務） 第六十八条の三　原子力事業者等（原子力事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者を含む。次項において同じ。）及びその従業者並びにこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、業務上知ることのできた特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らしてはならない。 ２　国又は原子力事業者等から特定核燃料物質の防護に関する業務を委託された者及びその従業者並びにこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、その委託された業務に関して知ることのできた特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らしてはならない。 ３　職務上特定核燃料物質の防護に関する秘密を知ることのできた国の行政機関又は地方公共団体の職員及びこれらの職員であつた者は、正当な理由がな	7　文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第六十六条の二第一項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、必要があると認めるときは、機構に、第一項から第三項までの規定による立入検査、質問又は収去（以下「立入検査等」という。）を行わせることができる。 8～11　（略） 12　国際原子力機関の指定する者又は国際規制物資の供給当事国政府の指定する者は、文部科学大臣の指定するその職員（第七十四条の二第一項の規定により保障措置検査を行い、又は同条第二項の規定により立入検査を行う経済産業省又は国土交通省の職員を含む。次項、第十七項及び第十八項において同じ。）又は第六十一条の二十三の七第二項の規定により保障措置検査を行う保障措置検査員の立会いの下に、国際約束で定める範囲内において、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者又は同条第五項若しくは第六項に規定する者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査し、関係者に質問し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することができる。 13～19　（略）

改　正　後	改　正　前
く、その秘密を漏らしてはならない。	
（聴聞の特例） 第六十九条　（略） ２　第十条、第十二条の五（第二十二条の七第二項、第四十三条の三第二項、第四十三条の二十六第二項、第五十条の四第二項、第五十一条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、第二十条、第二十二条の三第三項、第三十三条、第四十一条第三項、第四十三条の十六、第四十六条の七、第五十一条の十四、第五十六条、第六十一条の六、第六十一条の二十一又は第六十一条の二十三の十六の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。 ３　（略）	（聴聞の特例） 第六十九条　（略） ２　第十条、第十二条の五（第二十二条の七第二項、第四十三条の三第二項、第四十三条の二十六第二項、第五十一条第二項、第五十一条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、第二十条、第二十二条の三第三項、第三十三条、第四十一条第三項、第四十三条の十六、第四十六条の七、第五十一条の十四、第五十六条、第六十一条の六、第六十一条の二十一又は第六十一条の二十三の十六の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。 ３　（略）
（不服申立て等） 第七十条　（略） 一・二　（略） 三　第六十一条の二十五第一項に規定する確認　経済産業大臣 四　第六十一条の二十五第二項に規定する確認　文部科学大臣 五　第六十一条の二十六第一項に規定する確認　経済産業大臣 六　第六十一条の二十六第二項に規定する確認　文部科学大臣 七　（略） ２・３　（略）	（不服申立て等） 第七十条　（略） 一・二　（略） 三　第六十一条の二十五第一項各号に掲げる確認　経済産業大臣 四　第六十一条の二十五第二項各号に掲げる確認　文部科学大臣 五　第六十一条の二十六第一項各号に掲げる確認　経済産業大臣 六　第六十一条の二十六第二項各号に掲げる確認　文部科学大臣 七　（略） ２・３　（略）
（処分等についての同意等） 第七十一条　文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十一条第一項、第三十三条若しくは第三十九条第一項若しくは第二項の規定による処分をし、又は第六十二条の二第二項の規定により条件を付する場合（以下この項において「処分等をする場合」という。）においては、次	（処分等についての同意等） 第七十一条　文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十一条第一項、第三十三条若しくは第三十九条第一項若しくは第二項の規定による処分をし、又は第六十二条第二項の規定により条件を付する場合（以下この項において「処分等をする場合」という。）においては、次の各

改　正　後	改　正　前
の各号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、当該各号に定める大臣の同意を得なければならない。 一～三　（略） 2　文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、前項の同意を求められた事項に関し特に調査する必要があると認める場合においては、当該原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者（第二十三条第一項、第二十三条の二第一項又は第三十九条第一項若しくは第二項の許可の申請者を含む。）から必要な報告を徴し、又はその職員に、当該原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者の事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。 3　（略）	号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣の同意を得なければならない。 一～三　（略） 2　文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、前項の同意を求められた事項に関し特に調査する必要があると認める場合においては、当該原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者（第二十三条第一項、第二十三条の二第一項又は第三十九条第一項若しくは第二項の許可の申請者を含む。）から必要な報告を徴し、又はその職員に、当該原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者の事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。 3　（略） 4　文部科学大臣は、第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係る原子炉設置者につき、第二十七条、第二十八条の二第二項、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第三項、第三十八条第二項、第四十三条の二第一項、同条第二項において準用する第十二条の二第三項、第四十三条の三第二項において準用する第十二条の五、第五十八条の二第三項、第五十九条の二第四項、第六十四条第三項若しくは第六十六条第四項の規定による処分をし、第二十八条第一項、第二十八条の二第一項若しくは第四項若しくは第二十九条第一項の規定による検査をし、又は第二十六条第二項若しくは第三項、第三十二条第二項、第三十六条の二第一項、第三十八条第一項、第四十条第二項、第四十三条の三第二項において準用する第十二条の三第二項、第六十一条の三第四項若しくは第六十五条第一項若しくは第三項の規定による届出若しくは第六十六条第三項の報告を受理した場合において、その処分、検査又は届出若しくは報告が、発電の用に供する原子炉に係るものであるときは経済産業大臣、船舶に設置する原子炉に係るものであるときは国土交通大臣に対し、遅滞なく、その処分の内容若しくは検査の結果を通報し、又はその届出若しくは報告の写しを送付しなければならない。 5　経済産業大臣は、第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る原子炉設置者につき、第二十七条、第二十八条の二第二項、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第三項、第三十八条第二項、第四十三条の二第一項、同条第二項において準用する第十二条の二第三項、第四十三条の三第二項において

改　正　後	改　正　前
	準用する第十二条の五、第五十八条の二第三項、第五十九条の二第四項、第六十四条第三項若しくは第六十六条第四項の規定による処分をし、第二十八条第一項、第二十八条の二第一項若しくは第四項若しくは第二十九条第一項の規定による検査をし、又は第二十六条第二項若しくは第三項、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条第一項、第四十条第二項、第四十三条の三第二項において準用する第十二条の三第二項、第六十一条の三第四項若しくは第六十五条第一項若しくは第三項の規定による届出若しくは第六十六条第三項の報告を受理した場合においては、文部科学大臣（船舶に設置する原子炉に係るものであるときは、文部科学大臣及び国土交通大臣）に対し、遅滞なく、その処分の内容若しくは検査の結果を通報し、又はその届出若しくは報告の写しを送付しなければならない。
4　経済産業大臣は、第三条第一項、第六条第一項、第八条第一項、第十条、第十三条第一項、第十六条第一項、第十八条第一項、第二十条、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十三条の十四第一項、第四十三条の十六、第四十四条第一項、第四十四条の四第一項、第四十六条の五第一項、第四十六条の七、第五十一条の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の十二第一項、第五十一条の十四若しくは第五十一条の十九第一項の規定による処分をし、又は第三条第一項若しくは第四十四条第一項の指定若しくは第十三条第一項、第四十三条の四第一項若しくは第五十一条の二第一項の許可について第六十二条の二第二項の規定により条件を付する場合においては、あらかじめ文部科学大臣に協議しなければならない。	6　経済産業大臣は、第三条第一項、第六条第一項、第八条第一項、第十条、第十三条第一項、第十六条第一項、第十八条第一項、第二十条、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十三条の十四第一項、第四十三条の十六、第四十四条第一項、第四十四条の四第一項、第四十六条の五第一項、第四十六条の七、第五十一条の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の十二第一項、第五十一条の十四若しくは第五十一条の十九第一項の規定による処分をし、又は第三条第一項若しくは第四十四条第一項の指定若しくは第十三条第一項、第四十三条の四第一項若しくは第五十一条の二第一項の許可について第六十二条第二項の規定により条件を付する場合においては、あらかじめ文部科学大臣に協議しなければならない。
5　（略）	7　（略）
6　この法律に定めるもののほか、この法律の規定により文部科学大臣、経済産業大臣若しくは国土交通大臣又は機構が処分、届出の受理その他の行為（政令で定めるものに限る。）をした場合における文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣への通報その他の手続については、政令で定める。	8　経済産業大臣は、第十一条の三第二項、第十二条第一項若しくは第三項、第十二条の二第一項若しくは第三項（第二十二条の六第二項、第四十三条の二十五第二項、第五十条の四第二項又は第五十一条の二十三第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の五（第二十二条の七第二項、第四十三条の二十六第二項、第五十一条第二項又は第五十一条の二十四第二項におい

改　正　後	改　正　前
	て準用する場合を含む。）、第二十一条の三、第二十二条第一項若しくは第三項、第二十二条の二第二項、第二十二条の五（第五十条の三第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条の六第一項、第四十三条の十九、第四十三条の二十第一項若しくは第三項、第四十三条の二十一第二項、第四十三条の二十四、第四十三条の二十五第一項、第四十九条、第五十条第一項若しくは第三項、第五十条の二第二項、第五十条の四第一項、第五十一条の十七、第五十一条の十八第一項、第二項若しくは第四項、第五十一条の二十二若しくは第五十一条の二十三第一項の規定による処分をし、製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者に対し第五十八条の二第三項、第五十九条の二第四項、第六十四条第三項若しくは第六十六条第四項の規定による命令をし、又は第六条第二項、第七条、第九条第二項、第十二条の三第二項（第二十二条の七第二項、第四十三条の二十六第二項、第五十一条第二項又は第五十一条の二十四第二項において準用する場合を含む。）、第十六条第二項、第十七条、第十九条第二項、第二十二条の二第一項、第二十二条の二の二第二項（第五十条の三第二項において準用する場合を含む。）、第四十三条の七第二項、第四十三条の十二、第四十三条の十三、第四十三条の十五第二項、第四十三条の二十一第一項、第四十三条の二十二第二項、第四十四条の四第二項、第四十六条の三、第四十六条の四、第四十六条の六第二項、第五十条の二第一項、第五十一条の五第二項、第五十一条の十一、第五十一条の十三第二項若しくは第五十一条の二十第二項の規定による届出若しくは製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者に係る第六十五条第一項若しくは第三項若しくは第六十六条第三項の規定による届出若しくは報告を受理した場合においては、文部科学大臣に対し、遅滞なく、その処分若しくは命令の内容を通報し、又はその届出若しくは報告の写しを送付しなければならない ９　国土交通大臣は、第五十九条の二第四項又は第六十四条第三項の規定による命令をした場合において、その命令が製錬事業者、加工事業者、第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者又は廃棄事業者に対するものであるときは文部科学大臣及び経済産業大臣、実用発電用原子炉及び同項第三号に掲げる原子炉のうち発電の用に供する原子炉に係る原子炉設置者に対するものであるときは経済産

改　正　後	改　正　前
	業大臣、同項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係る原子炉設置者又は使用者に対するものであるときは文部科学大臣に対し、遅滞なく、その命令の内容を通報しなければならない。 10　文部科学大臣は、第五十九条の三第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認をした場合においては、国土交通大臣（当該確認に係る運搬が輸出又は輸入を伴うものである場合にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣）に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。 11　経済産業大臣又は国土交通大臣は、実用発電用原子炉若しくは第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る原子炉設置者又は実用舶用原子炉に係る原子炉設置者から、第六十五条第一項若しくは第三項の規定による届出又は第六十六条第三項の報告を受理したときは、遅滞なく、その届出又は報告の写しを文部科学大臣に送付しなければならない。 12　文部科学大臣は、第四十三条の規定による命令をした場合においては、経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。 13　経済産業大臣は、第四十三条の規定による命令をした場合においては、文部科学大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。 14　国土交通大臣は、第四十三条の規定による命令をした場合においては、文部科学大臣及び経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。 15　機構は、第二十八条の二第一項又は第四項の規定による検査（実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉並びにこれらの附属施設に係るものに限る。）をした場合には、遅滞なく、その検査の結果を経済産業大臣に通報しなければならない。 16　前項の場合において、経済産業大臣は、通報を受けた検査の結果のうち、第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係るものについては、文部科学大臣（同号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するものに係るものについては、文部科学大臣及び国土交通大臣）に対し、遅滞なく、その検査結果を通報しなければならない。 17　機構は、第二十八条の二第一項又は第四項の規定による検査（第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉並びにこれらの附属施設に係るも

改　正　後	改　正　前
	のに限る。）をした場合には、遅滞なく、その検査の結果を文部科学大臣に通報しなければならない。 18　前項の場合において、文部科学大臣は、通報を受けた検査の結果のうち、発電の用に供する原子炉に係るものについては経済産業大臣、船舶に設置する原子炉に係るものについては国土交通大臣に対し、遅滞なく、その検査の結果を通報しなければならない。
（国家公安委員会等との関係） 第七十二条　文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の二十五第一項、第五十条の三第一項、第五十一条の二十三第一項又は第五十七条の二第一項の認可をする場合においては、政令で定めるところにより、あらかじめ国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見を聴かなければならない。 2　国家公安委員会又は海上保安庁長官は、公共の安全の維持又は海上の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第十一条の二第一項、第十二条の二第三項若しくは第五項（これらの規定を第二十二条の六第二項、第四十三条の二十五第二項、第五十条の三第二項及び第五十一条の二十三第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の三第一項、第二十一条の二第二項、第二十二条の七第一項、第四十三条の十八第二項、第四十三条の二十六第一項、第四十八条第二項、第五十条の四第一項、第五十一条の十六第三項若しくは第五十一条の二十四第一項の規定の運用に関し経済産業大臣に、第五十七条第二項、第五十七条の二第二項において準用する第十二条の二第三項若しくは第五項若しくは第五十七条の三第一項の規定の運用に関し文部科学大臣に、第三十五条第二項、第四十三条の二第二項において準用する第十二条の二第三項若しくは第五項若しくは第四十三条の三第一項の規定の運用に関し原子炉設置者に係るものにあつては第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ当該各号に定める大臣に、外国原子力船運航者に係るものにあつては国土交通大臣に、又は第六十条第二項の規定の運用に関し同条第一項に規定する主務大臣に、それぞれ意見を述べることができる。	（国家公安委員会等との関係） 第七十二条 国家公安委員会又は海上保安庁長官は、公共の安全の維持又は海上の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第十一条の三第一項、第十二条の二第一項若しくは第三項、第十二条の三第一項、第二十一条の二第二項、第二十二条の六第一項、同条第二項において準用する第十二条の二第三項、第二十二条の七第一項、第四十三条の十八第二項、第四十三条の二十五第一項、同条第二項において準用する第十二条の二第三項、第四十三条の二十六第一項、第四十八条第二項、第五十条の四第一項、同条第二項において準用する第十二条の二第三項、第五十一条第一項、第五十一条の十六第三項、第五十一条の二十三第一項、同条第二項において準用する第十二条の二第三項若しくは第五十一条の二十四第一項の規定の運用に関し経済産業大臣に、第五十七条第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、第五十七条の二第一項、同条第二項において準用する第十二条の二第三項若しくは第五十七条の三第一項の規定の運用に関し文部科学大臣に、第三十五条第二項、第四十三条の二第一項、同条第二項において準用する第十二条の二第三項若しくは第四十三条の三第一項の規定の運用に関し原子炉設置者に係るものにあつては第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ当該各号に定める大臣に、外国原子力船運航

改　正　後	改　正　前
3　国家公安委員会又は海上保安庁長官は、前二項の規定の施行に必要な限度において、その職員（国家公安委員会にあつては、警察庁の職員）に、原子力事業者等の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 4　第六十八条第六項及び第十一項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。 5　文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第三条第一項若しくは第四十四条第一項の指定をし、第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の十九第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の許可をし、第十条若しくは第四十六条の七の規定により指定を取り消し、第二十条、第三十三条、第四十三条の十六、第五十一条の十四若しくは第五十六条の規定により許可を取り消し、第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の二十五第一項、第五十条の三第一項、第五十一条の二十三第一項若しくは第五十七条の二第一項の認可をし、第十二条の六第八項（第二十二条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項、第五十一条の二十五第三項及び第五十七条の六第三項において準用する場合を含む。）若しくは第十二条の七第九項（第二十二条の九第五項、第四十三条の三の三第四項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七条の七第四項において準用する場合を含む。）の確認をし、第十二条の二第五項（第二十二条の六第二項、第四十三条の二第二項、第四十三条の二十五第二項、第五十条の三第二項、第五十一条の二十三第二項及び第五十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の検査をし、又は第十二条の三第二項（第二十二条の七第二項、第四十三条の三第二項、第四十三条の二十六第二項、第五十条の四第二項、第五	者に係るものにあつては国土交通大臣に、又は第六十条第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定の運用に関し第六十条第一項に規定する主務大臣に、それぞれ意見を述べることができる。 2　文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第三条第一項若しくは第四十四条第一項の指定をし、第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の十九第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の許可をし、第十条若しくは第四十六条の七の規定により指定を取り消し、第二十条、第三十三条、第四十三条の十六、第五十一条の十四若しくは第五十六条の規定により許可を取り消し、第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の二十五第一項、第五十条の四第一項、第五十一条の二十三第一項若しくは第五十七条の二第一項の認可をし、又は第十二条の三第二項（第二十二条の七第二項、第四十三条の三第二項、第四十三条の二十六第二項、第五十一条第二項、第五十一条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六十一条の二第一項若しくは第三項の規定による届出若しくは第六十五条第一項、第三項若しくは第四項の規定による届出（国際規制物資使用者又は国際特定活動実施者に係る届出を除く。）を受理したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国家公安委員会又は海上保安庁長官に連絡しなければならない。

改　正　後	改　正　前
十一条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十七条の八第一項若しくは第三項の規定による届出を受理したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国家公安委員会又は海上保安庁長官に連絡しなければならない。 （環境大臣との関係） 第七十二条の二の二　環境大臣は、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物をいう。第三項において同じ。）の適正な処理を確保するため特に必要があると認めるときは、第六十一条の二第一項又は第二項の規定の運用に関し文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣に意見を述べることができる。 ２　文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第六十一条の二第一項の確認をし、又は同条第二項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に連絡しなければならない。 ３　文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、環境大臣に対し、第六十一条の二第一項の確認を受けた物が廃棄物となつた場合におけるその処理に関し、必要な協力を求めることができる。 （原子力安全委員会への報告等） 第七十二条の三　（略） 一　（略） 二　第十二条の六第二項及び第三項（第二十二条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項、第五十一条の二十五第三項及び第五十七条の六第三項において準用する場合を含む。）、第十二条の七第二項及び第四項（第二十二条の九第五項、第四十三条の三の三第四項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七条の七第四項において準用する場合を含む。）、第二十二条の八第二項、第二十二条の九第二項、第四十三条の三の二第二項、第四十三条の三の三第二項、第四十三条	（原子力安全委員会への報告等） 第七十二条の三　（略） 一　（略）

改　正　後	改　正　前
の二十七第二項、第四十三条の二十八第二項、第五十条の五第二項、第五十一条第二項、第五十一条の二十五第二項、第五十一条の二十六第二項、第五十七条の六第二項並びに第五十七条の七第二項の規定による廃止措置計画及びその変更の認可 三　（略） 四　第十六条の三第一項、第二十八条第一項、第四十三条の九第一項、第四十六条第一項及び第五十一条の八第一項の規定による使用前検査並びに第五十五条の二第一項の規定による施設検査 五・六　（略） 七　第六十一条の二第二項の規定による認可 ２　（略）	二　（略） 三　第十六条の三第一項、第二十八条第一項、第四十三条の九第一項、第四十六条第一項、第五十一条の八第一項及び第五十五条の二第一項の規定による使用前検査 四・五　（略） ２　（略）
（原子力安全委員会による調査への協力） 第七十二条の四　原子力事業者等（外国原子力船運航者を除く。）又は製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設若しくは使用施設等の保守点検を行う事業者は、原子力安全委員会が前条第一項又は第二項の規定に基づく報告に係る事項について調査を行う場合においては、当該調査に協力しなければならない。	（原子力安全委員会による調査への協力） 第七十二条の四　製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者若しくは使用者又は製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設若しくは使用施設等の保守点検を行う事業者は、原子力安全委員会が前条第一項又は第二項の規定に基づく報告に係る事項について調査を行う場合においては、当該調査に協力しなければならない。
（手数料の納付） 第七十五条　次の各号のいずれかに掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。 一・二　（略） 三　第十二条の六第二項若しくは第三項（第二十二条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項、第五十一条の二十五第三項及び第五十七条の六第三項において準用する場合を含む。）、第十二条の七第二項若しくは第四項（第二十二条の九第五項、第四十三条の三の三第四項、第四十三条の二十八第四項、第五	（手数料の納付） 第七十五条　次の各号のいずれかに掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。 一・二　（略） 三　第十六条の二第一項若しくは第二項、第二十七条第一項若しくは第二項、第四十三条の八第一項若しくは第二項、第四十五条第一項若しくは第二項又は第五十一条の七第一項若しくは第二項の認可を受けようとする者

改　正　後	改　正　前
十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七条の七第四項において準用する場合を含む。）、第十六条の二第一項若しくは第二項、第二十二条の八第二項、第二十二条の九第二項、第二十七条第一項若しくは第二項、第四十三条の三の二第二項、第四十三条の三の三第二項、第四十三条の八第一項若しくは第二項、第四十三条の二十七第二項、第四十三条の二十八第二項、第四十五条第一項若しくは第二項、第五十条の五第二項、第五十一条第二項、第五十一条の七第一項若しくは第二項、第五十一条の二十五第二項、第五十一条の二十六第二項、第五十七条の六第二項、第五十七条の七第二項又は第六十一条の二第二項の認可を受けようとする者	
四　（略）	四　（略）
五　第十二条の六第八項（第二十二条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項、第五十一条の二十五第三項及び第五十七条の六第三項において準用する場合を含む。）、第十二条の七第九項（第二十二条の九第五項、第四十三条の三の三第四項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七条の七第四項において準用する場合を含む。）、第五十一条の六第一項若しくは第二項、第五十八条第二項、第五十九条第二項若しくは第六十一条の二第一項の確認又は第五十九条第三項の承認を受けようとする者	五　第五十一条の六、第五十八条の二第二項（第六十一条の二の二第二項から第五項まで及び第六十六条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十九条の二第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の確認又は第五十九条の二第三項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の承認を受けようとする者
六・七　（略）	六・七　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
	第七十六条の四　前二条の罪は、刑法第四条の二の例に従う。
第七十八条　（略）	第七十八条　（略）
一　（略）	一　（略）
一の二　第十一条の二第二項、第二十一条の三第二項、第三十六条第二項、第四十三条の十九第二項、第四十九条第二項、第五十一条の十七第二項、第五十七条第三項、第五十九条第四項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。）又は第六十条第三項の規定による命	

改　正　後	改　正　前
令に違反した者 二～四　（略） 四の二　第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の二十五第一項、第五十条の三第一項、第五十一条の二十三第一項又は第五十七条の二第一項の規定に違反した者 四の三　第十二条の二第三項（第二十二条の六第二項、第四十三条の二第二項、第四十三条の二十五第二項、第五十条の三第二項、第五十一条の二十三第二項及び第五十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者 四の四　第十二条の二第六項（第二十二条の六第二項、第四十三条の二第二項、第四十三条の二十五第二項、第五十条の三第二項、第五十一条の二十三第二項及び第五十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 五　第十二条の三第一項、第二十二条の七第一項、第四十三条の三第一項、第四十三条の二十六第一項、第五十条の四第一項、第五十一条の二十四第一項又は第五十七条の三第一項の規定に違反した者 五の二　第十二条の六第一項の規定に違反して製錬の事業を廃止した者 五の三　第十二条の六第二項、第二十二条の八第二項、第四十三条の三の二第二項、第四十三条の二十七第二項、第五十条の五第二項、第五十一条の二十五第二項又は第五十七条の六第二項の規定に違反して廃止措置を講じた者 五の四　第十二条の六第七項（第二十二条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項、第五十一条の二十五第三項及び第五十七条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者 五の五　第十二条の七第二項、第二十二条の九第二項、第四十三条の三の三第二項、第四十三条の二十八第二項、第五十一条第二項、第五十一条の二十六第二項又は第五十七条の七第二項の規定に違反した者 五の六　第十二条の七第三項、第二十二条の九第三項、第四十三条の三の三第三項、第四十三条の二十八第三項、第五十一条第三項、第五十一条の	二～四　（略） 五　第十二条の三第一項、第二十二条の七第一項、第四十三条の三第一項、第四十三条の二十六第一項、第五十一条第一項、第五十一条の二十四第一項又は第五十七条の三第一項の規定に違反した者

改　正　後	改　正　前
二十六第三項又は第五十七条の七第三項の規定に違反した者	
五の七　第十二条の七第八項（第二十二条の九第五項、第四十三条の三の三第四項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七条の七第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者	
六～八　（略）	六～八　（略）
八の二　第二十一条の三第一項、第三十六条第一項、第四十三条の十九第一項、第四十九条第一項、第五十一条の十七第一項、第五十八条第三項又は第五十九条第四項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分を除く。）の規定による命令に違反した者	
九　第二十二条の二第一項の規定に違反した者	九　第二十二条の二の二第一項の規定に違反した者
九の二　第二十二条の八第一項の規定に違反して加工の事業を廃止した者	
十～十三　（略）	十～十三　（略）
十三の二　第四十三条の三の二第一項の規定に違反して原子炉を廃止した者	
十四～十六　（略）	十四～十六　（略）
十六の二　第四十三条の二十七第一項の規定に違反して使用済燃料の貯蔵の事業を廃止した者	
十七・十八　（略）	十七・十八　（略）
十九　第五十条の二第一項の規定に違反した者	十九　第五十条の三第一項の規定に違反した者
十九の二　第五十条の五第一項の規定に違反して再処理の事業を廃止した者	
二十～二十二　（略）	二十～二十二　（略）
二十二の二　第五十一条の二十五第一項の規定に違反して廃棄の事業を廃止した者	
二十三・二十四　（略）	二十三・二十四　（略）
二十四の二　第五十七条の六第一項の規定に違反して核燃料物質のすべての使用を廃止した者	
二十五　（略）	二十五　（略）
二十六　第六十二条第一項の規定に違反した者（第七十八条の四に規定する者を除く。）	二十六　第六十一条の二の二第一項の規定に違反した者（第七十八　条の四に規定する者を除く。）
二十六の二　第六十二条の三（核原料物質使用者に係る部分を除く。）の報告をせず、又は虚偽の報告をした者	

改　正　後	改　正　前
二十七　（略） 二十八　第六十六条の二第二項の規定に違反した者 二十九　第六十七条第一項（核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の報告をせず、又は虚偽の報告をした者 三十　第六十八条第一項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 三十一　第六十八条の三の規定に違反した者 三十二　第七十二条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者	二十七　（略） 二十八　第六十六条の四第二項の規定に違反した者 二十九　第六十七条第一項（製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者（次号及び第八十条において「製錬事業者等」という。）に係る部分に限る。）の報告をせず、又は虚偽の報告をした者 三十　第六十八条第一項（製錬事業者等に係る部分に限る。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
第七十八条の四　我が国の領海の外側の海域にある外国船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶以外の船舶をいう。以下同じ。）において第六十二条第一項の規定に違反した者は、千万円以下の罰金に処する。	第七十八条の四　我が国の領海の外側の海域にある外国船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶以外の船舶をいう。以下同じ。）において第六十一条の二の二第一項の規定に違反した者は、千万円以下の罰金に処する。
第七十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。 一　（略）	第七十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。 一　（略） 二　第十一条の三第二項、第二十一条の三第一項若しくは第二項、第三十六条第一項若しくは第二項、第四十三条の十九第一項若しくは第二項、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十一条の十七第一項若しくは第二項、第五十七条第三項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第三項（第六十一条の二の二第二項及び第三項並びに第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、第五十九条の二第四項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十条第三項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定

改　正　後	改　正　前
	による命令に違反した者 三　第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の二十五第一項、第五十条の四第一項、第五十一条の二十三第一項又は第五十七条の二第一項の規定に違反した者 四　第十二条の二第三項（第二十二条の六第二項、第四十三条の二第二項、第四十三条の二十五第二項、第五十条の四第二項、第五十一条の二十三第二項及び第五十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者 五　第二十二条の二第一項の規定による届出をしないで加工施設を解体し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者
二　（略）	六　（略） 七　第三十八条第一項の規定による届出をしないで原子炉を解体し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者 七の二　第四十三条の二十一第一項の規定による届出をしないで使用済燃料貯蔵施設を解体し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者 八　第五十条の二第一項の規定による届出をしないで再処理施設を解体し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者
三　（略） 四　第五十七条第一項、第五十七条の四、第五十七条の五又は第六十条第一項の規定に違反した者	九　（略） 十　第五十七条第一項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、第五十九条（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十条第一項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
五　第五十七条の八第一項の規定による届出をしないで核原料物質を使用し、又は同条第五項の規定による命令に違反した者 六　第五十八条第二項の規定による確認を受けないで核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を廃棄した者	十一　第五十八条の二第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けないで核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を廃棄した者
七　第五十九条第二項の規定による確認を受けず、又は同条第五項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬した者	十二　第五十九条の二第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けず、又は第五十九条の二第五項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染され

改　正　後	改　正　前
	た物を運搬した者
八　第五十九条第八項の規定に違反した者	十三　第五十九条の二第八項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
	十四　第六十一条の二第一項の規定による届出をしないで核原料物質を使用し、又は同条第五項（第六十一条の二の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
九～十二　（略）	十五～十八　（略）
十三　第六十一条の九の三第一項の規定に違反した者	
十四　第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反した者	十九　第六十二条第一項又は第二項の条件に違反した者
	二十　第六十六条第一項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反した者
第八十条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。	第八十条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
	一　第五十九条の二第十一項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による警察官の停止命令に従わず、提示の要求を拒み、検査を拒み、若しくは妨げ、又は第五十九条の二第十一項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に従わなかつた者
一　第五十七条の八第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項の変更について同条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	二　第六十一条の二第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項の変更について同条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二　第五十七条の八第七項若しくは第八項、第六十一条の九の二第一項若しくは第三項、第六十一条の九の四第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは第六十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	
三　第五十九条第十一項の規定による警察官の停止命令に従わず、提示の要求を拒み、検査を拒み、若しくは妨げ、又は同項の規定による命令に従わなかつた者	
四　第六十一条の三第四項若しくは第七項の規定による届出をしないで国際規制物資を使用し、同条第五項若しくは第八項の規定による届出をしないで国際規制物資を貯蔵し、又は同条第六項若しくは第九項の規定によ	三　第六十一条の三第四項の規定による届出をしないで国際規制物資を使用し、同条第五項の規定による届出をしないで国際規制物資を貯蔵し、又は同条第六項の規定による届出をしないで国際規制物資を廃棄した者

改　正　後	改　正　前
る届出をしないで国際規制物資を廃棄した者	
五～八　（略）	四～七　（略）
	八　第六十一条の九の二第一項若しくは第三項、第六十三条若しくは第六十五条第一項、第三項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
九　第六十二条の三（核原料物質使用者に係る部分に限る。）の報告をせず、又は虚偽の報告をした者	
十　第六十七条第一項（核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第二項、第四項又は第五項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者	九　第六十七条第一項（製錬事業者等に係る部分を除く。）、第二項、第四項又は第五項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者
十一　第六十八条第一項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第二項から第四項まで又は第十二項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者	十　第六十八条第一項（製錬事業者等に係る部分を除く。）、第二項から第四項まで又は第十二項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
十二　（略）	十一　（略）
第八十条の二　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。	第八十条の二　次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。
一～三　（略）	一～三　（略）
第八十条の三　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定保障措置検査等実施機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。	第八十条の三　次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定保障措置検査等実施機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。
一～五　（略）	一～五　（略）
第八十条の四　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。	第八十条の四　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。
一・二　（略）	一・二　（略）

改　正　後	改　正　前
第八十条の五　第七十六条の二及び第七十六条の三の罪は、刑法第四条の二の例に従う。 ２　第七十八条第三十一号の規定は、日本国外において同号の罪を犯した者にも適用する。	
第八十一条　（略） 一　（略） 二　第七十八条第一号、第二号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第三号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第四号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第六号、第七号、第八号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第八号の二（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第十号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第十一号、第十二号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第十四号、第十五号、第十七号、第十八号、第二十号、第二十一号、第二十六号の二（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第二十八号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第二十九号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第三十号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）　一億円以下の罰金刑 三　（略）	第八十一条　（略） 一　（略） 二　第七十八条第一号、第二号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第三号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第四号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第六号、第七号、第八号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第十号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第十一号、第十二号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第十四号、第十五号、第十七号、第十八号、第二十号、第二十一号、第二十八号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第二十九号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第三十号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）　一億円以下の罰金刑 三　（略）
第八十一条の二　（略） 一　第六十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 二　第六十五条第二項又は第六十八条の二の規定による命令に違反したとき。	第八十一条の二　（略） 一　第六十六条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 二　第六十六条の二第二項又は第六十八条の二の規定による命令に違反したとき。
第八十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。 一　（略） 二　第十二条の三第二項（第二十二条の七第二項、第四十三条の三第	第八十二条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。 一　（略） 二　第十二条の三第二項（第二十二条の七第二項、第四十三条の三第二項、

改　正　後	改　正　前
二項、第四十三条の二十六第二項、第五十条の四第二項、第五十一条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠つた者 三　第二十二条の二第二項（第五十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠つた者 四～八　（略） 九　第五十九条の二第二項の規定に違反した者 十　第六十一条の九の三第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者 第八十三条　第六条第二項、第九条第二項、第十六条第二項、第十九条第二項、第二十六条第二項若しくは第三項、第二十六条の二第二項、第三十二条第二項、第四十三条の七第二項、第四十三条の十五第二項、第四十四条の四第二項、第四十六条の六第二項、第五十一条の五第二項、第五十一条の十三第二項、第五十五条第二項、第五十七条の八第三項（同条第二項第一号又は第五号に掲げる事項の変更に係る部分に限る。）又は第六十一条の五第二項の規定による届出を怠つた者は、五万円以下の過料に処する。 （外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等） 第八十五条　（略） 一　第七十八条（第六十二条第一項に係る部分に限る。）、第七十八条の四、第八十条（第六十七条第一項及び第四項並びに第六十八条第一項及び第三項に係る部分に限る。）又は第八十一条（第六十二条第一項、第六十七条第一項及び第四項並びに第六十八条第一項及び第三項に係る部分に限る。）の罪に当たる事件であつて外国船舶に係るもの（以下「事件」という。）に関して船長その他の乗組員の逮捕が行われた場合 二　（略） ２・３　（略）	第四十三条の二十六第二項、第五十一条第二項、第五十一条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠つた者 三　第二十二条の二の二第二項（第五十条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠つた者 四～八　（略） 九　第五十九条の三第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者 十　第六十六条第三項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者 第八十三条　第六条第二項、第九条第二項、第十六条第二項、第十九条第二項、第二十六条第二項若しくは第三項、第二十六条の二第二項、第三十二条第二項、第四十三条の七第二項、第四十三条の十五第二項、第四十四条の四第二項、第四十六条の六第二項、第五十一条の五第二項、第五十一条の十三第二項、第五十五条第二項、第六十一条の二第三項（同条第二項第一号又は第五号に掲げる事項の変更に係る部分に限る。）又は第六十一条の五第二項の規定による届出を怠つた者は、五万円以下の過料に処する。 （外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等） 第八十五条　（略） 一　第七十八条（第六十一条の二の二第一項に係る部分に限る。）、第七十八条の四、第八十条（第六十七条第一項及び第四項並びに第六十八条第一項及び第三項に係る部分に限る。）又は第八十一条（第六十一条の二の二第一項、第六十七条第一項及び第四項並びに第六十八条第一項及び第三項に係る部分に限る。）の罪に当たる事件であつて外国船舶に係るもの（以下「事件」という。）に関して船長その他の乗組員の逮捕が行われた場合 二　（略） ２・３　（略）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律　附則
（平成 17 年 5 月 20 日法律第 44 号　抄）

附則

第一条～第八条　（略）

（検討）
第九条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。